

災害廃棄物処理に係る 事務委託の検討の手引き（案）

【留意事項】

府県の大規模災害発生時における事務委託の受託可否は、被害の甚大さや被害市町村の状況を踏まえて判断するものであり、本手引きをもって府県による事務委託の受託を決定付けるものではない。

令和7年3月3日

近畿地方環境事務所
滋賀県 京都府 大阪府
兵庫県 奈良県 和歌山県

目次

1. 事務委託手続き全体の流れ

2. 事務委託の手順・方法

3. 平時の備え

参考資料

- 1) 災害廃棄物処理の事務委託の概要
- 2) 府県への事務委託の実施事例

【手引きの趣旨】

○被災市町村だけでは膨大な量の災害廃棄物を処理できない場合、府県は災害廃棄物処理の事務委託を受けることができるとされている。

「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局、災害廃棄物対策室）

第1編 総則 第3章 基本的事項

(9) 処理主体

災害廃棄物の処理主体は市区町村等である。

都道府県は、市区町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理の一部を実施する場合がある。

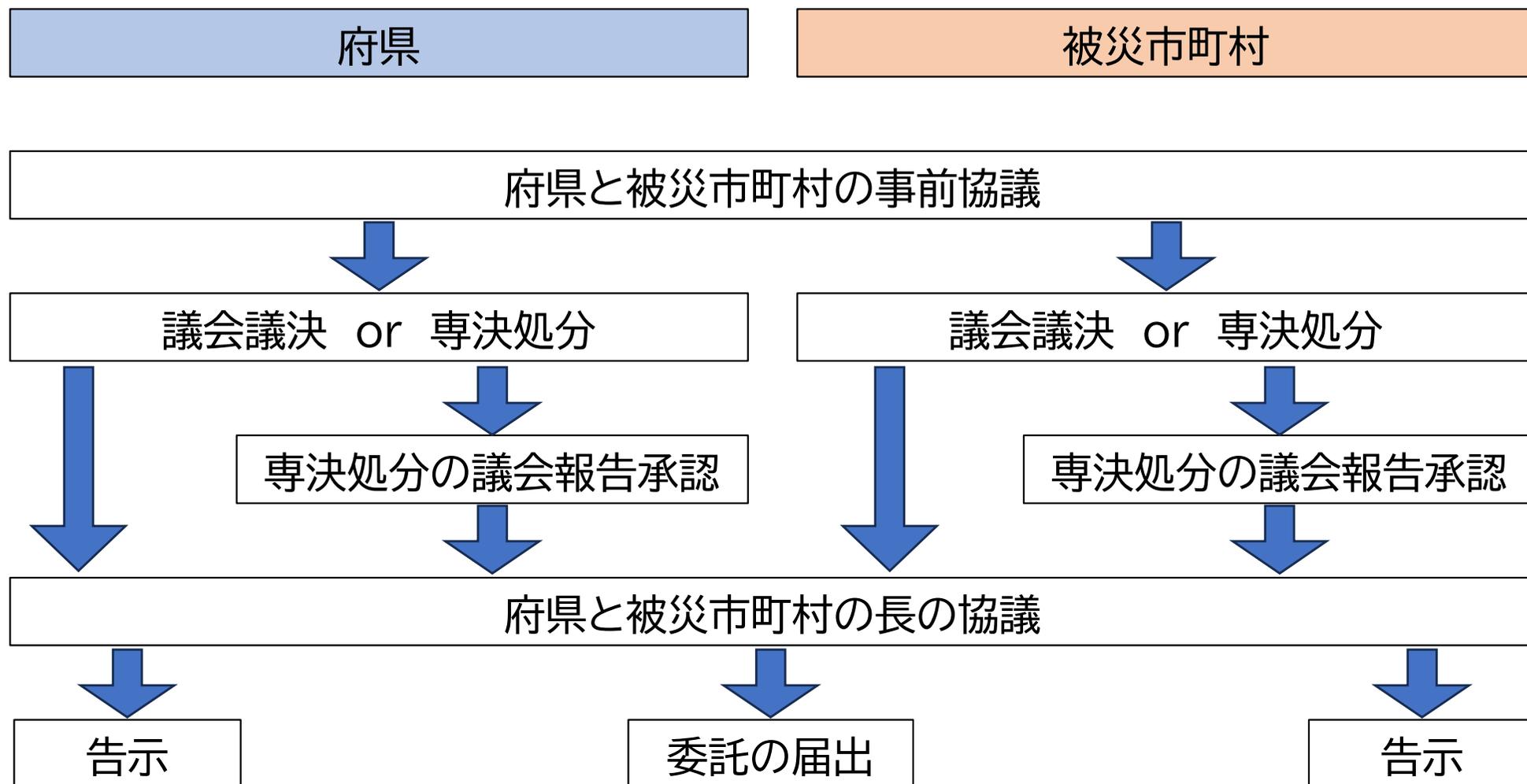
○災害廃棄物処理は市町村が処理を担うものであるが、南海トラフ巨大地震発生時には大規模な被害が想定されており、東日本大震災と同様に被災市町村から府県へ災害廃棄物処理の事務が委託されることが想定される。

○本手引きは、これまでの災害で事務委託が行われた事例などをもとに、事務委託手続きの流れなどを整理したものであり、各府県が大規模災害発生時の事務委託による処理を検討する際の一助とするものである。

1. 事務委託手続き全体の流れ

(1) 地方自治法による事務委託手続き

- 事務委託は、地方自治法第252条の14～15及び第252条の2の2に基づき、下図の流れで実施する。
- 議会の議決については、東日本大震災や熊本地震においては、地方自治法第179条にもとづく専決処分により行われた事例がある。

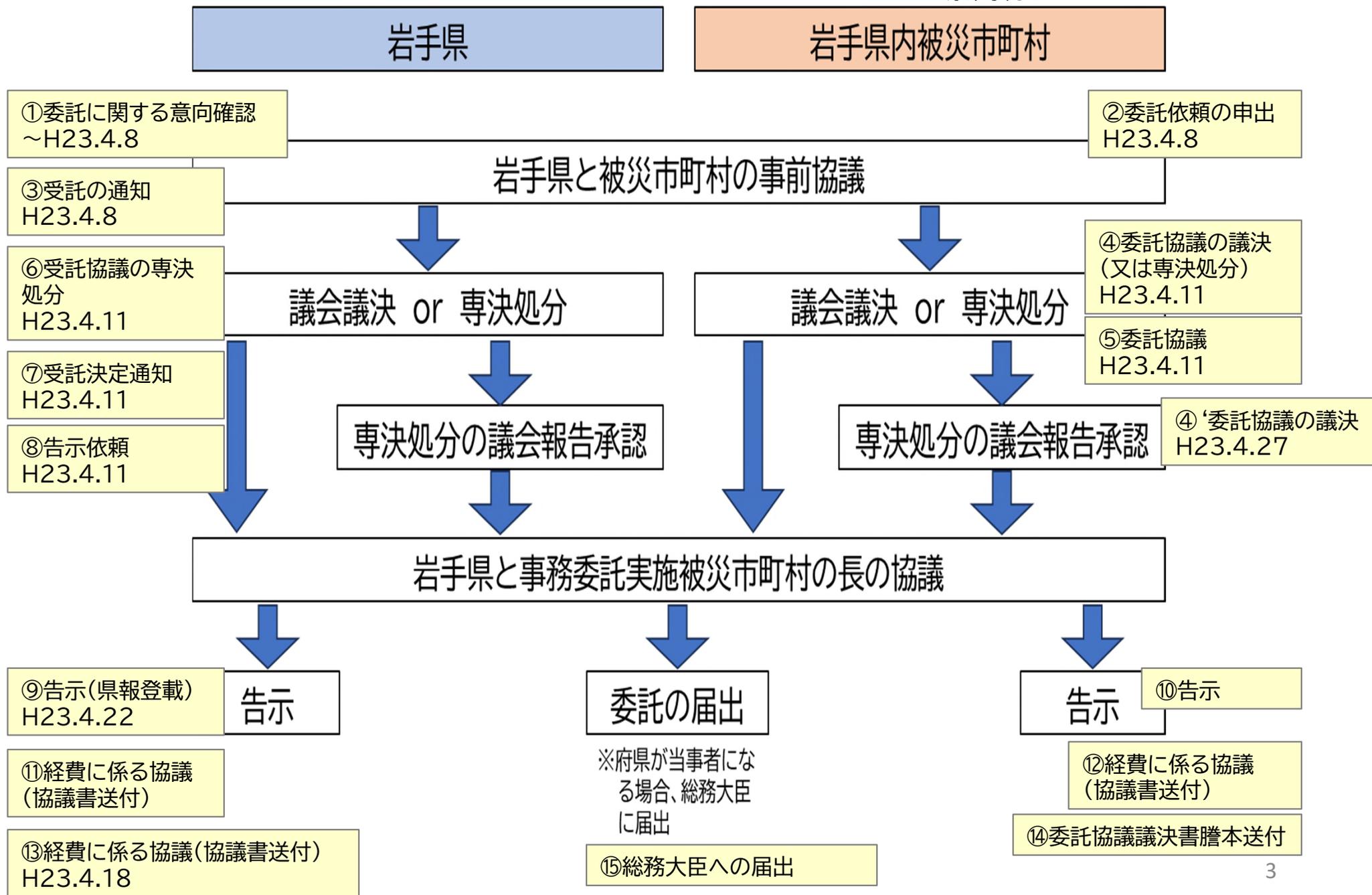


※府県が当事者になる場合、
府県が総務大臣届出

【事例】東日本大震災 岩手県

発災:H23.3.11

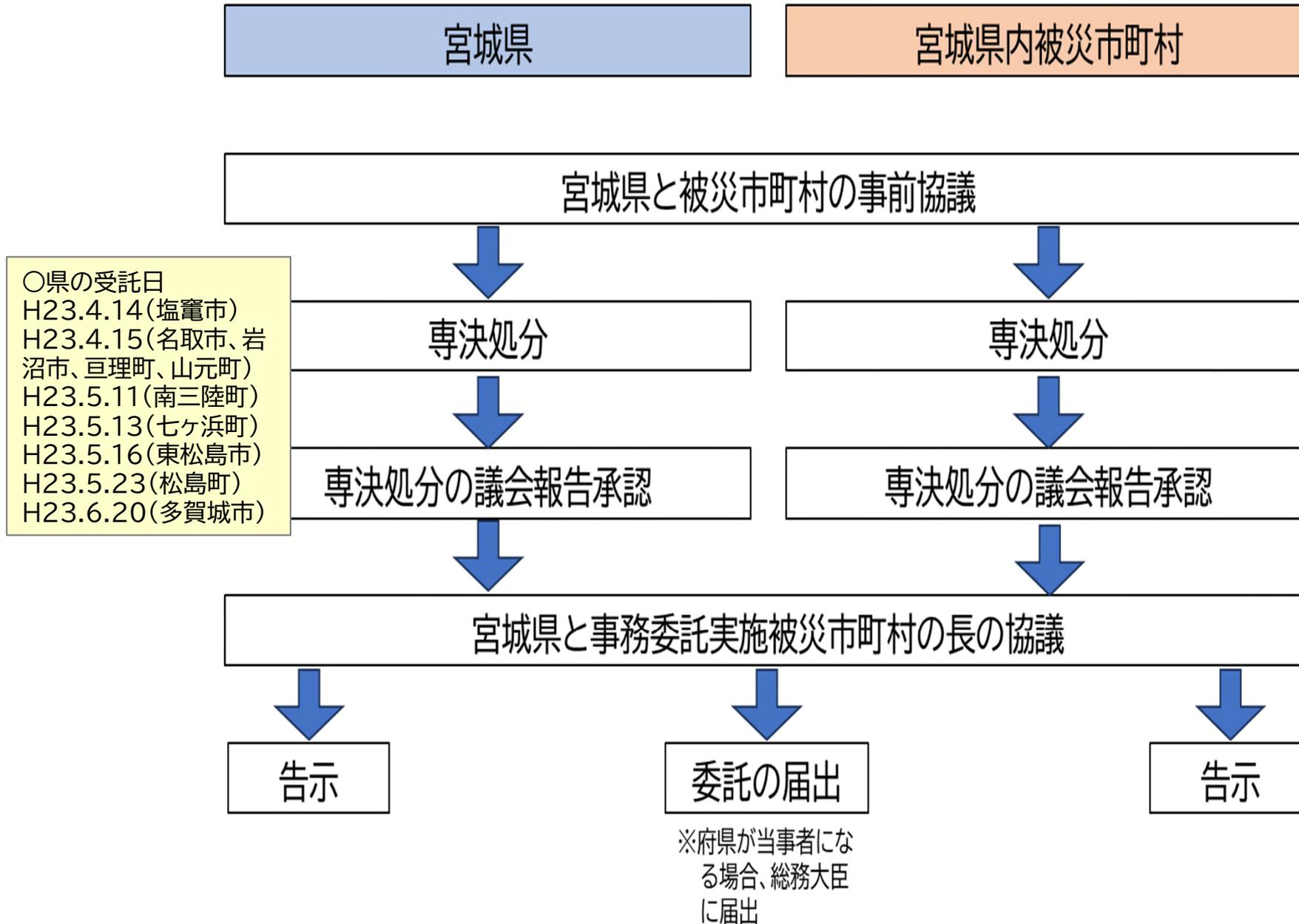
注. ④…すべての対象市町村が議会議決としたかは文献からは確認できない
 ⑥…岩手県は専決処分を実施。専決処分を実施したことについて県議会臨時会において承認を求め原案承認された



【事例】東日本大震災 宮城県

注. 多賀城市以外は専決処分により対応

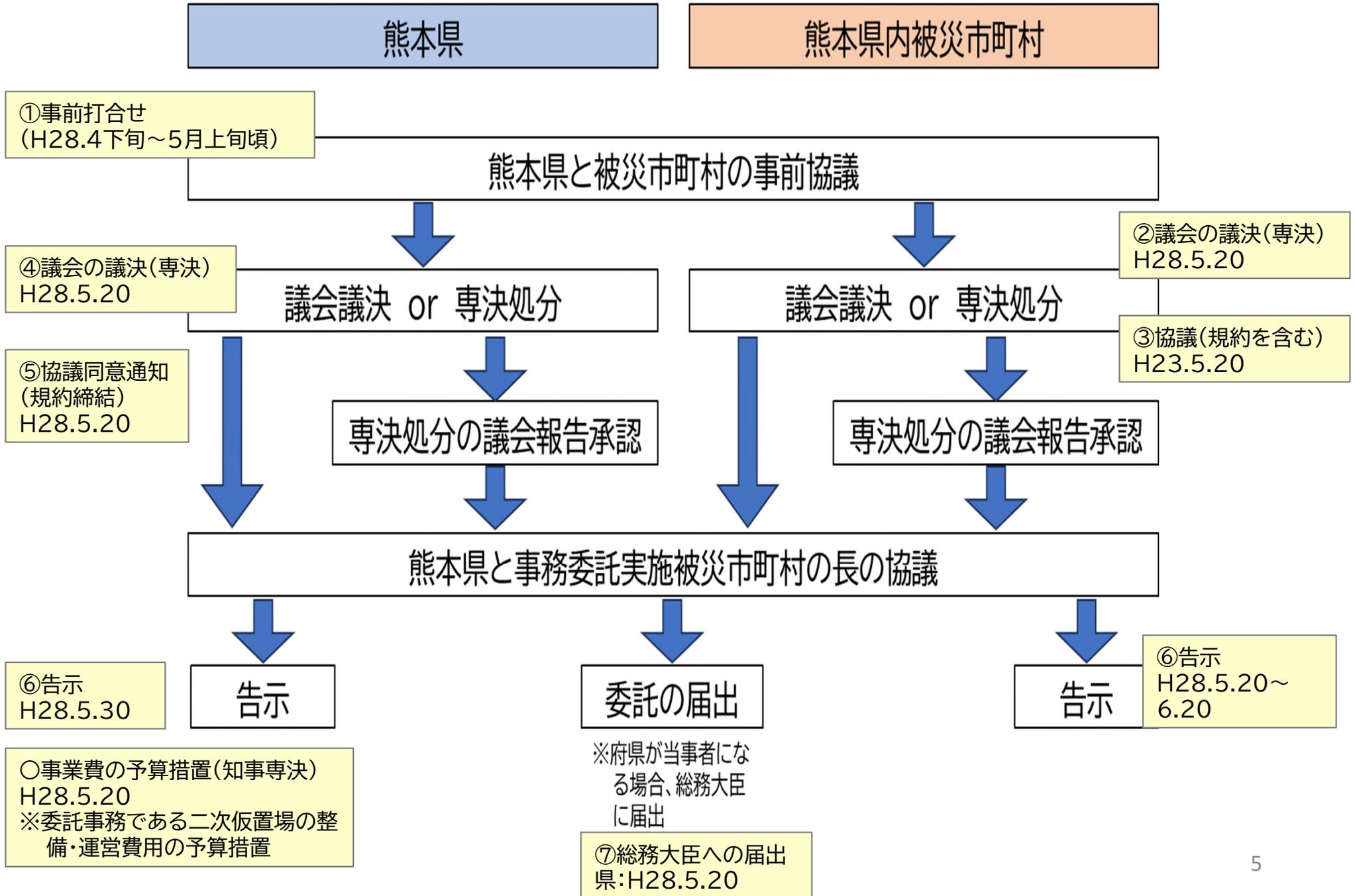
発災:H23.3.11



【事例】平成28年熊本地震 熊本県

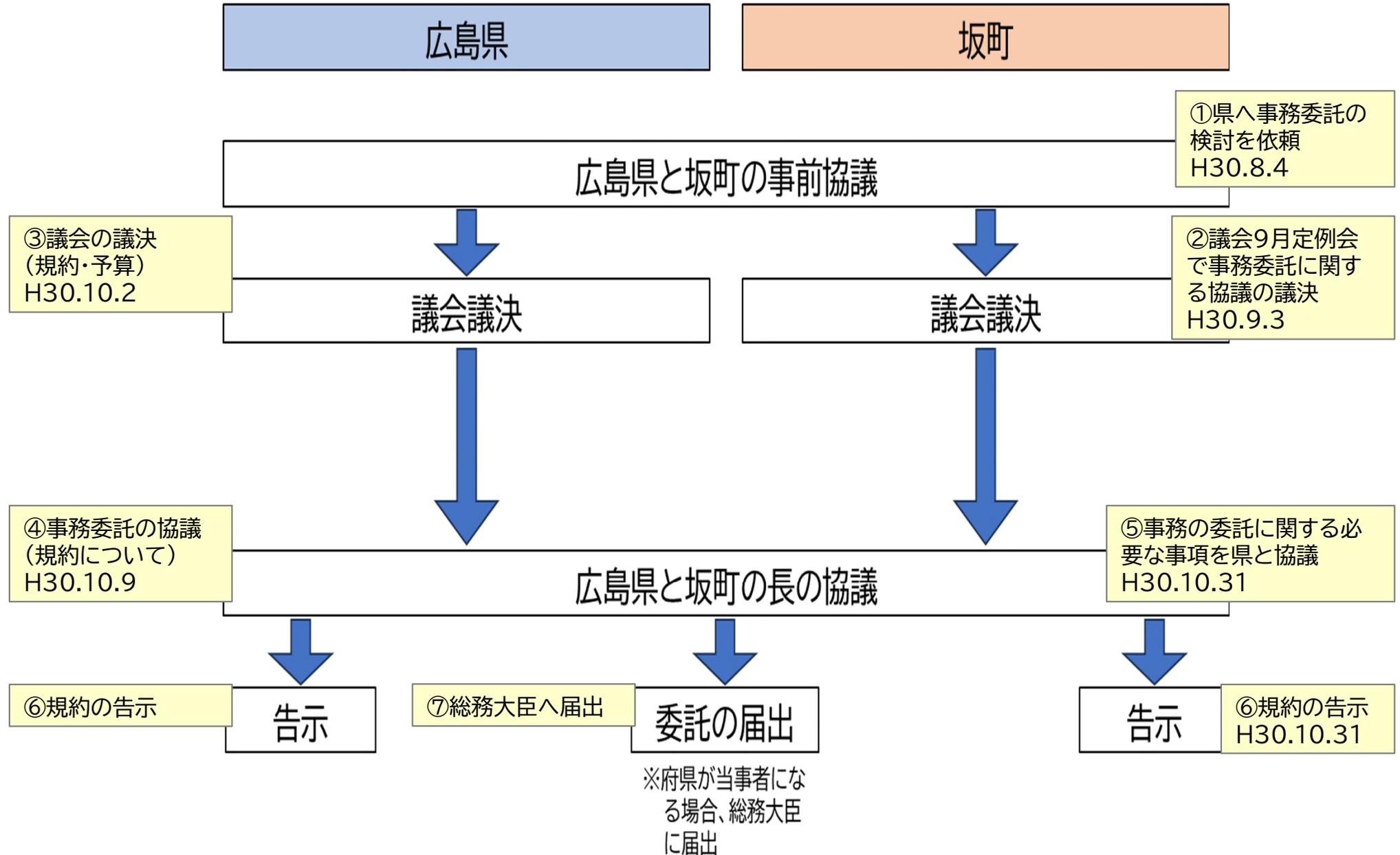
注. 日付は、西原村を除く6市町村(宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)。西原村は7/13に委託を受けた
 ②…市町村の専決処分の状況は文献からは確認できない
 ④…緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから知事専決で対応し、議会には報告対応

発災:H28.4.14



【事例】西日本豪雨 広島県、坂町

発災:H30.7.8



参考) 地方自治法 事務の委託

○第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第四款 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

参考) 地方自治法 事務の委託

○第三節 普通地方公共団体相互間の協力 第二款 協議会

(協議会の設置)

第二百五十二条の二の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

参考) 地方自治法 専決処分

○第四款 議会との関係

第百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

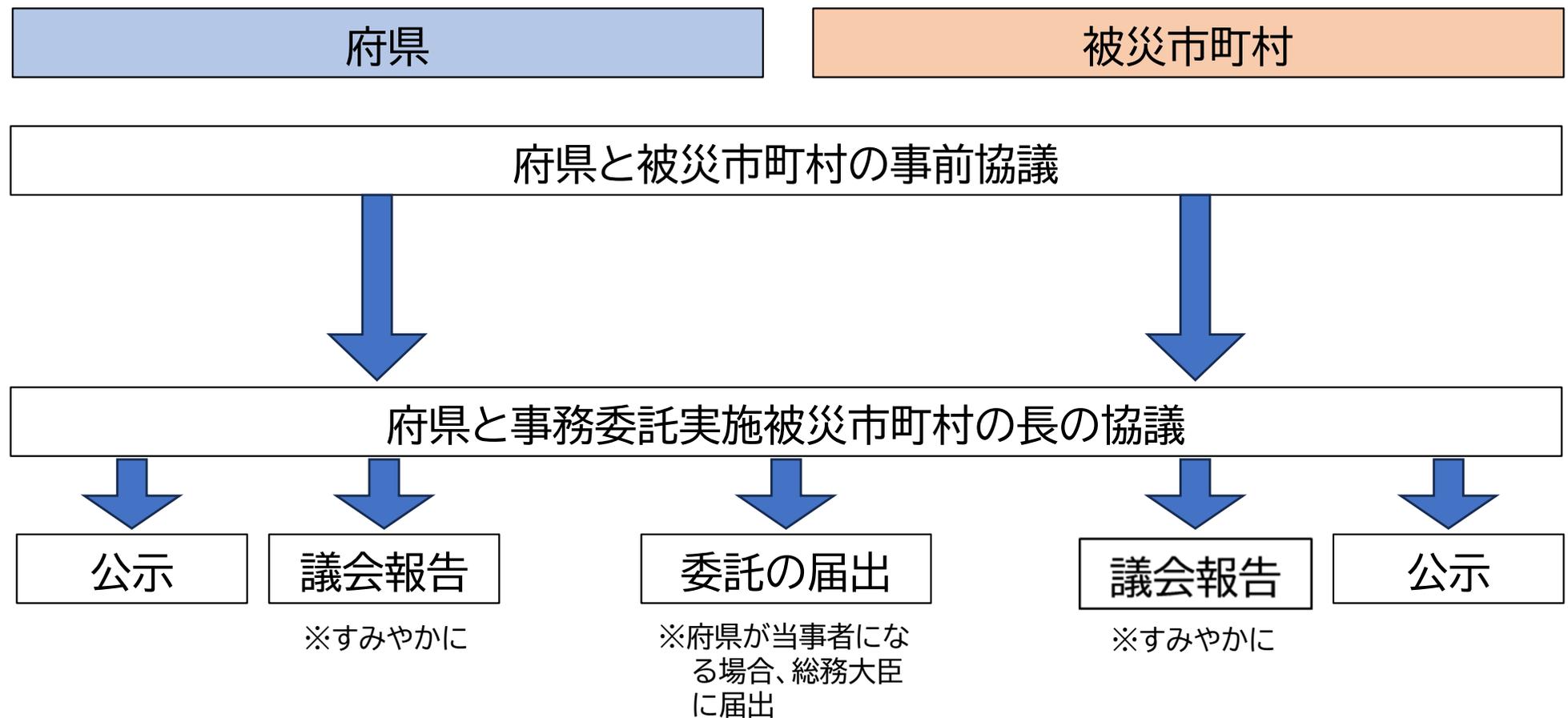
② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

(2) 災害対策基本法による事務委託手続き

- 災害対策基本法による事務委託は、災害対策基本法第69条に基づき、地方自治法の規定に関わらず、災害対策基本法施行令第28条に規定する事項を定めて、当該地方公共団体の長その他の執行機関に管理し、及び執行することができる。この場合、議会にはすみやかにその旨を報告することになっており、下図の流れで実施する。
- 過去の大規模災害において、災害対策基本法による事務手続きで行われた事例はない。



○災害対策基本法

(災害時における事務の委託の手続の特例)

第六十九条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

○災害対策基本法 施行令

(災害時における市町村等の事務の委託の手続)

第二十八条 法第六十九条の規定により市町村の事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、関係地方公共団体は、協議により次の各号に掲げる事項を定めてこれを行わなければならない。

- 一 委託する市町村の事務又は市町村長等の権限に属する事務（以下この項において「委託事務」という。）の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - 二 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - 三 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項
- 2 関係地方公共団体は、その委託に係る事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、前項の規定の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 関係地方公共団体は、事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止したときは、その旨及び事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更した場合にあつては第一項各号に掲げる事項を公示するとともに、都道府県にあつては総務大臣に、市町村にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。
- 4 関係地方公共団体の長は、第一項の事務の委託又は第二項の委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止があつたときは、すみやかに、その旨を議会に報告しなければならない。

2. 事務委託の手順・方法（地方自治法による事務委託手続き）

1) 事務委託の決定までの府県の対応

(1) 府県が委託に関する意向を被災市町村に確認

- ・府県：「意向確認照会文書」を作成・送付（参照：参考1-1）
- ・被災市町村：委託の依頼を決定→「委託依頼文書」（参照：参考1-2）を作成し、府県に送付

(2) 意向確認の結果、事務委託を申し出た被災市町村に受託を通知

○受託通知書類

- ・受託通知文書（参照：参考1-2）
- ・委託規約（案）（参照：参考1-3）
- ・専決処分（案）（参照：参考1-4）



- ・被災市町村：議会の議決（又は専決処分）→委託文書を府県に送付（参照：参考1-5）

(3) 被災市町村の委託協議を受け、府県議会へ受託議案を提出・議決（又は専決処分）

○被災市町村の委託協議書類（参照：参考1-6）

- ・委託協議文書
- ・議決書謄本
- ・議会会議録（専決処分書）

(4) 受託決定通知

○被災市町村に送付（参照：参考1-7）

- ・受託決定通知
- ・告示依頼書

※委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、事務の委託をする場合と同様の手続きにより、それぞれ行う必要がある（地方自治法第252条の14③）

(5) 総務大臣届出、告示（参照：参考1-8）

2) 事務委託の判断

- ・府県は、可能な限り事務委託を受託する判断基準を予め設定し、発災後の状況に応じて、市町村に確認のうえ、事務委託の実施市町村を決定することが必要である。

【事務委託の判断基準の事例】

災害名 (発生量, 発災日)	県	受託 市町村数	府県の手務委託の判断基準の事例
平成23年 東日本大震災 (3,100万t、H23.3.11)	岩手県	12	・条件は設けずに沿岸12市町村から包括的に事務の委託を受けた
	宮城県	12	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の委託を受ける明確な基準はなかった ・沿岸市町の行政庁舎が壊滅する等甚大な被害があり、発災当初から県が沿岸部の災害廃棄物の処理をある程度担う必要がある認識があった ・沿岸部以外の市町村にも意見聴取など配慮すべきだった
平成28年熊本地震 (311万t、H28.4.14, 16)	熊本県	7	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の甚大さを踏まえ、被災市町村による処理が困難な事務について、事務委託により県が処理 ※災害廃棄物処理実行計画に示された基本方針に基づき、事務の委託を受託。 基本方針はH28.5.18開催の「熊本県災害廃棄物処理対策会議」で決定 ※通常処理する廃棄物の2年以上の災害廃棄物の発生が見込まれた市町村について、事務の一部を受託
平成30年7月豪雨 (190万t、H30.7.8)	広島県	1	<ul style="list-style-type: none"> ・人口あたりの発生量が県内最大 ・必要な事務の管理及び執行が困難な状況
	岡山県	2	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量を勘案して、市町村による処理が困難であると認められるときに、事務を受託し、処理を代行（受託した2市は、県内で1,2番目の発生量） ※災害廃棄物処理実行計画に示された基本方針に基づき、事務の委託を受託。 基本方針はH30.8.21に決定

【基本方針における県の役割（熊本県）】

第2章 基本方針

1 基本方針の位置付け

「熊本県災害廃棄物処理実行計画」※の策定にあたり、基本的な処理の方針を定めるものです。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第2項第5号の規定により策定した熊本県災害廃棄物処理計画（H28.3月策定）に基づくものです。

2 処理の対象

平成28年熊本地震により発生した災害廃棄物を対象とします。

3 処理主体

市町村（廃棄物処理法第4条第1項）。

【県の役割】

- ・ 災害廃棄物を迅速、円滑に処理するための広域調整
- ・ 今回の被害の甚大さを踏まえ、被災市町村による処理が困難な事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14～16に基づく災害廃棄物処理に係る事務の委託により県が処理（二次仮置場の設置運営等）

第2章 基本方針

岡山県では、災害廃棄物の処理にあたって、平成30年8月21日に基本方針を定めています。本計画では、この基本方針に沿って災害廃棄物の処理を行います。

1 処理の対象

平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物を対象とします。

2 処理主体

市町村（廃棄物処理法第4条第1項）

【県の役割】

- ・ 被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的援助
- ・ 関係機関及び他都道府県等との協力・支援調整
- ・ 災害廃棄物処理の進捗状況の把握
- ・ 市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難であると認められる場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づき、県が災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、処理を代行する。

3) 事務委託の対象範囲

- ・これまでの災害において、府県が受託した事務委託の対象範囲は下表のとおり。
- ・これまでの事務委託は二次仮置場の設置・運営から処分が対象という考えが主であったが、市町村の行政能力によっては、当初からの収集運搬や、家屋解体も実施することが予想される。

市町村の行政能力により委託あり

【事務委託の対象範囲の事例】

二次仮置場、処理処分が多い

委託先府県	委託元市町村	家屋等の解体	仮置場までの収集運搬	仮置場における選別	仮置場からの収集運搬	二次仮置場	処理処分	処理実行計画の策定
岩手県	洋野町		○			○	○	○
	久慈市		○			○	○	○
	野田村		○	○	○	○	○	○
	普代村		○			○	○	○
	田野畑村		○	○	○	○	○	○
	岩泉町		○	○	○	○	○	○
	宮古市	○	○	○	○	○	○	○
	山田町		○	○	○	○	○	○
	大槌町	○	○	○	○	○	○	○
	釜石市		○			○	○	○
	大船渡市		○			○	○	○
	陸前高田市		○			○	○	○
宮城県	沿岸12市町					○	○	
熊本県	宇土市、益城町 ほか計7市町村					○	○	
広島県	坂町					○	○	
岡山県	倉敷市		○	○	○	○	○	
	総社市					○	○	

4) 事務委託の実施

- ・事務を受託後、委託事務を遂行するが、府県的人员や事務執行に係る専門性は限定的なものがあり、実施体制の強化・人員の応援などにより進めていく必要がある。具体的には、府県が全国知事会への支援要請や総務省への中長期派遣職員の依頼などにより人員の確保を行っている。

【府県の実施体制の増員等の事例】

災害名 (発災日)	府県	府県の実施体制の増員等の事例
平成23年 東日本大震災 (H23. 3. 11)	岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ○県災害廃棄物処理対策協議会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な処理を推進するため、国、県、被災市町村、関係団体の連絡・調整組織を設置。災害廃棄物の処理終了まで計5回開催 ○他の自治体からの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・国や全国知事会等に対して支援要請。専門的知識を有する技術系職員が特に不足 ・県では平時に自ら廃棄物処理をほぼ行わないことから、実際の災害廃棄物処理の知見が不足。政令指定都市等から廃棄物行政（処理施設の設置や事務手続き等）の実務経験のある職員の派遣を受けた（6月13日名古屋市2名が約3ヶ月派遣。以降、複数の政令市が平成26年まで支援） ○組織体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月25日にがれき・廃棄物対策チームを設置。その後、庁内の人事異動により土木技術系職員などを確保（計19名）。さらに他自治体の廃棄物処理業務に精通した職員の派遣を受け、平成24年4月1日から環境生活部廃棄物特別対策室に改組（計20人）。環境省現地支援チームは平成23年6月3日に県庁内に設置 ○発注・契約の外部委託 <ul style="list-style-type: none"> ・破碎・選別や最終処分等の工程別に外部委託を行った。処理の工程ごとに契約する方法をとったため、県の契約件数は平成23～25年度に242件に上った。そのため、契約、予算経理を専門に担当する事務系職員を増強
	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ○県災害廃棄物処理対策協議会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理に係る国の考え方など、国から直接情報を得られるよう全市町村を対象とした会議を設置。計5回開催

【府県の実施体制の増員等の事例】

災害名 (発災日)	府 県	府県の実施体制の増員等の事例
平成23年 東日本大震災 (H23. 3. 11)	宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ○組織体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・発生直後の平成23年3月14日に震災廃棄物処理対策検討チームを設置（環境生活部内各課の職員、技術次長以下4班体制）。同チームを発展的に解消し、4月1日から震災廃棄物処理チームを設置（総括リーダー2名、サブリーダー4名、5班の計50名）。9月1日に震災廃棄物対策課を設置。二次仮置場の整備状況を踏まえ、石巻事務所、岩沼事務所、気仙沼事務所を順次設置 ・6月以降、環境省支援チームが支援事務を開始し、平成24年度以降は他県派遣職員が支援業務開始 ○発注・契約の外部委託 <ul style="list-style-type: none"> ・県に災害廃棄物処理のノウハウがない中、収集運搬から二次仮置場内の破碎・選別・焼却などの業務全体を、大手ゼネコンを中心としたJVに性能発注・一括発注した
平成28年 熊本地震 (H28. 4. 14, 16)	熊 本 県	<ul style="list-style-type: none"> ○他の自治体からの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・初動期：本震から5日後、岩手県（3名、5日間（4/21～4/25）、宮城県（計16名、約1ヶ月（4/25～5/17）、仙台市（2名、4日間（4/22～4/25））、東京都（4名、約1ヶ月（5/16～6/10））からプッシュ型の職員派遣。国への要望、災害廃棄物処理実行計画の策定、公費解体の実施、市町村からの事務受託手続き、二次仮置場整備など、今後の処理手順を把握。 ・初動期以降：平成28年7月下旬以降、全国知事会から中長期派遣職員（4県延べ9名、約6～8ヶ月）を受入れ、市町村の仮置場の指導や災害査定等の災害関連業務に従事。 ○組織体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月20日付で、循環社会推進課に、災害廃棄物処理支援室を設置。室は2班（計10名）で構成（室長1名、計画・解体班（6名：主に実行計画の策定、公費解体に係る調整等）、処理推進班（3名：主に二次仮置場の整備等）） ・二次仮置場の建設には設計・施工業務は県庁内の土木部職員兼務1名と他県の土木職員1名派遣により対応 ○処理運営の外部委託 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の受入れから中間処理や処分、周辺環境対策など、幅広くアイデアを募るため、公募型プロポーザル方針により業者を選定。市町村からの事務委託の約2週間後の平成28年6月3日に募集開始し、6月20日に受託候補者を選定（※WTO要件に該当）
平成30年 7月豪雨 (H30. 7. 8)	広 島 県	<ul style="list-style-type: none"> ○国・他自治体等からの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・国及び他自治体（東京都等）によるプッシュ型応援派遣（計31人）のほか、全国知事会等を通じて、循環型社会課に他県（愛知県、和歌山県、三重県、島根県、千葉県）から計8人の職員派遣。プッシュ型支援では、発生量推計、処理実行計画策定、仮置場整備、公費解体等について助言。

【事務委託後の情報共有事例】

○東日本大震災：岩手県

- ・岩手県は二次仮置場の中間処理以降の事務を受託
- ・県、市町村、委託業者等が、週間施工調整会議、月間施工調整会議を開催し、処理の進捗状況や今後の予定の情報共有や調整を行う会議を開催。

○平成30年7月豪雨：坂町・広島県

- ・坂町は二次仮置場以降の処理を広島県に事務委託
- ・県、町、委託業者が定期的に施工調整会議を実施し、災害廃棄物の発生見込み、処理の進捗状況等を情報共有。仮置場運営上の課題への対策について協議・検討し、処理を推進。

5) 事務委託実施後の精算

(1) 府県へ委託した業務に要する費用は、府県が市町村に請求し、被災市町村が支払う。

(2) 経費負担の契約

- ・東日本大震災における岩手県の事例では、発災1ヶ月後には委託事業に要する経費負担の契約を締結した。（参照：参考1-9）

(3) 被災市町村は、県への事務委託業務についても、災害廃棄物処理事業費補助金の査定を受ける。

- ・災害廃棄物処理業務は多額の費用が必要になり、被災市町村は、災害等廃棄物処理事業費補助金の交付を受ける必要がある。府県に事務を委託した業務についても、被災市町村が災害査定を受ける必要がある。被災市町村は、事務委託後も、府県と密に連携をして災害廃棄物の処理を進めることが必要である。

3. 平時の備え

1) 事務委託の課題を踏まえた平時の備え

○これまでの事務委託の事例における課題を踏まえ、府県で検討すべき平時の備え

【事務委託の課題と平時の備え】

NO	事務委託の課題	課題を踏まえた 平時の備え
1	【全県】 ○事前の準備が不足していた。	あらかじめ市町村の収集運搬及び処理の能力を確認し、災害時に市町村がどのような業務を行うことができなくなるかを想定。実施することができないと想定される業務について、府県としてどのように支援できるかを検討
2	【岩手県】 ○事務委託の判断は迅速にしたほうがよい。 【宮城県】 ○災害により行政庁舎が喪失するなど、事務の受委託が行われる基準の設定が必要であった。 ・事務を受託した沿岸部の市町村以外の、内陸部の市町村や、政令指定都市を含め、幅広く意見を聴取する必要があった。	府県として、事務委託を受託する基準の検討

NO	事務委託の課題	課題を踏まえた 平時の備え
3	<p>【岩手県】</p> <p>○WTOに注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・指定都市は一定規模以上の契約（府県は3,600万円※以上の委託事業）には、日本国外の企業にも入札に参加させる必要がある。 ※…適用期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日 ・以下の要件を満たす必要があるため、東日本大震災の際には県に委託しない原因ともなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格に地域要件を設定不可 ・入札日の40日前に入札公告を実施 ・緊急の必要（災害のため競争入札するいとまがないとき）により、競争入札に付することができないとき、随意契約を行うこともある。 ・回避できる可能性もあり、担当部局と協議しておくべき。 ・市町村が県に事務委託した際には、当該手続きの適用除外が必要。 	<p>事務委託を受託後の契約方法に関する庁内の事前調整の実施</p>
4	<p>【宮城県】</p> <p>○事務を委託した市町村の中には、委託したことで災害廃棄物処理への主体性が薄れ、積極的に処理に関与しようとしなない例や、機能している市町村（一部事務組合）の既存廃棄物処理施設を関与しようとしなない例も散見された。</p>	<p>受託条件の事前設定（機能している市町村等の既存施設は最大限活用など）</p>

参考資料

- 1) 様式の事例
- 2) 災害廃棄物処理の事務委託の概要
- 3) 府県への事務委託の実施事例

1) 様式の事例

(参考1-1) 意向確認照会文書 (例)

【事務の委託に係る意向の確認文書 (例)】

資 循 第 号

平成 23 年 4 月 日

関係市町村長 様

岩手県環境生活部長

災害廃棄物処理等の事務の委託に係る意向の確認について (照会)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害廃棄物の処理等については、平成 23 年 3 月 29 日の第 1 回岩手県災害廃棄物処理対策協議会において、環境省の樋高環境大臣政務官より、現行の地方自治法に基づき市町村の事務を県が代行できる旨の見解が示されました。

つきましては、地方自治法第 252 条の 14 に基づき、岩手県に対して事務を委託する意向の有無を確認いたします。

なお、現在、災害廃棄物の対象や国庫補助金の範囲などが未確定のため、岩手県として事務を受託できなくなる場合も想定されますが、現時点における意向をお知らせください。

災害廃棄物処理等事務委託手続フロー

市町村等	資源循環推進課
	①委託について意向確認 意向確認照会文書送付
②委託依頼 (申し出) 委託依頼文書送付	③受託について通知 受託通知文書、委託規約 (案)、(専決処分 (案)) 参考送付
④委託協議する旨議決 (又は専決処分) 委託規約 (案) を議決 (又は専決処分)	⑥受託協議する旨議決 (又は専決処分) 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決 (又は専決処分) ※専決処分を行う場合は、議会運営委員会及び常任委員会において内容を説明すること
⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録 (専決処分書) 送付	⑦受託決定通知 決定通知書送付
	⑧告示依頼 告示依頼書送付
	⑨経費に係る協議 経費に係る協議書 (案) 送付
⑩経費に係る協議 経費に係る協議書 (押印 2 部) 送付	⑪経費に係る協議書締結 経費に係る協議書 (押印 1 部) 送付、(押印 1 部) 保管
⑬告示	⑫告示 県報登載
⑭委託協議議決書謄本送付 ※専決処分を行った場合は、議会における専決処分承認後	⑮総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付 ※専決処分を行った場合は、議会における専決処分承認後

(参考1-1) 意向確認照会文書 (例)

【事務の委託に係る委託の申出文書 (例)】

第 号
平成 23 年 4 月 8 日

岩手県知事 [REDACTED] 様

長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託したいので、この旨申し出ます。

記

委託を希望する理由

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により生じた廃棄物の量が膨大であり、当該廃棄物を処理するための体制及び能力において困難な状況にあることから、当該廃棄物のうち特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することにより、迅速かつ適正な処理を図ろうとするものである。

(参考1-2) 事務の委託の協議書 (例)

【被災市町村→府県への委託協議書 (例)】

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町長 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の委託 について (協議)

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物の事務を委託したいので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定により協議します。

【府県→被災市町村への受託協議書 (例)】

○○ (市・町) 長 ○○ ○○ 殿

宮城県知事 ○○ ○○

災害等廃棄物処理の事務の受託 について (回答)

平成○○年○月○日付け○○第○○号で協議の申出のありました災害等廃棄物処理の事務の委託については、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を受託することに同意します。

なお、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定に基づく告示については、平成○○年○月○日付け宮城県告示第○○号で行いますが、貴市 (町) においても告示されるようお願いします。

(参考1-2) 事務の委託の協議書 (例)

【事務の委託の受託文書 (例)】

資 循 第 6 8 号
平成 23 年 4 月 28 日

〇〇〇〇長 様

岩手県環境生活部長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託について

平成 23 年 4 月 28 日付け 号で申し出のあった平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を受託することについては、差し支えありません。

なお、規約 (案)、協議書 (案) 及び専決処分 (案) を送付しますので、参考にしてください。

担当：資源循環推進課 ■■■

TEL：■■■■■■■■■■

〇〇〇と岩手県との間の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

(事務の委託の範囲)

第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、〇〇〇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) に基づく廃棄物の処理のうち、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務 (以下「委託事務」という。) を岩手県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、〇〇〇の条例、規則その他の規程 (以下「条例等」という。) の定めるところによるものとする。

2 〇〇〇長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ岩手県知事に送付するものとする。

(収入金)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、岩手県の収入とする。

(経費の負担)

第 4 条 委託事務の管理及び執行に要する経費 (以下「経費」という。) は、〇〇〇の負担とし、〇〇〇は、これを岩手県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

(予算への計上)

第 5 条 岩手県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰越金)

第 6 条 岩手県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、岩手県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに〇〇〇長に提出するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第 7 条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したときは、〇〇〇長は、直ちに岩手県知事に通知するものとする。

(補則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成 23 年 8 月 9 日から施行し、平成 23 年 3 月 12 日から適用する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、岩手県知事がこれを決算する。この場合において、岩手県知事は、決算に伴って生じる剰余金を速やかに〇〇〇に還付するものとする。

(参考1-3) 事務の委託の規約 (例)

○規約に規定すべき事項

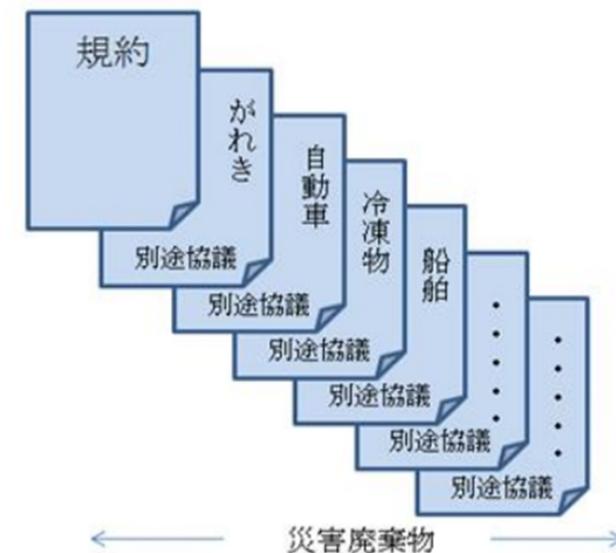
- ・ 地方自治法第252条14の15に規約に規定すべき事項が4項目あげられている。

- ① 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- ② 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行方法
- ③ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ④ 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

○規約作成時の工夫

【東日本大震災・宮城県の事例】

- ・ 規約はどの災害廃棄物にも対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により対応することで市町村の負担を軽減
- ・ いずれかの災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日から順次開始
- ・ 市町村からの委託要望は、別途協議の追加により適宜対応可能



(参考1-3) 事務の委託の規約 (例)

○規約作成時の工夫【東日本大震災・宮城県の事例】

【災害等廃棄物処理事務の受託に関する規約施行日 (別途協議日) 一覧】

市町名	別途協議							包括規約施行日
	がれき	船舶	自動車	米穀・大豆	冷凍水産物	飼料	死亡獣畜	
	【廃棄物対策課】	【水産業振興課】	【資源循環推進課】	【農産園芸課】	【水産業振興課】	【畜産課】	【畜産課】	
1 気仙沼市	H24.3.16	H23.7.1	H23.11.30	H23.5.25	H23.4.7	-	-	H23.4.7
2 南三陸町	H23.12.28	H23.10.4	H23.5.12	-	-	-	-	H23.5.11
3 石巻市	H23.7.8	H23.7.1	-	H23.5.25	H23.4.7	H23.4.14	H23.4.1	H23.4.1
4 女川町	H23.7.8	H23.7.19	-	-	H23.4.7	-	-	H23.4.7
5 東松島市	H23.7.8	H23.7.1	H23.5.16	-	-	-	-	H23.5.14
6 松島町	H23.10.11	H23.5.23	-	-	-	-	-	H23.5.23
7 塩竈市	H23.7.1	H23.7.15	-	-	-	H23.4.14	-	H23.4.14
8 多賀城市	H23.7.1	-	-	-	-	-	-	H23.6.20
9 七ヶ浜町	H23.5.13	H23.5.13	-	-	-	-	-	H23.5.13
10 名取市	H23.4.15	H23.7.1	H23.4.25	H23.5.25	-	-	-	H23.4.15
11 岩沼市	H23.4.15	-	H23.4.15	H23.5.25	-	-	-	H23.4.15
12 亘理町	H23.4.15	-	-	H23.5.25	-	-	-	H23.4.15
13 山元町	H23.4.15	-	-	H23.5.25	-	-	-	H23.4.15
14 利府町	-	-	-	-	-	-	-	-
15 仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-

※石巻市との規約締結の事務処理は、県農林水産総務課で実施。それ以外は県（震災）廃棄物対策課で実施

※利府町・仙台市は受委託を検討したものの規約締結には至らず

※多賀城市以外は専決処分により対応

(参考1-3) 事務の委託の規約 (例)

【規約 (例) : 宮城県】

【規約 (例) : 岩手県】

(別紙)

〇〇市 (町) と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

(災害等廃棄物処理の事務の委託)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定により、
〇〇市 (町) は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年
法律第137号) 第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物
の処理 (以下「災害等廃棄物処理の事務」という。) を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務 (以下「委託事務」
という。) の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となっ
た廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第3条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程 (以下「条
例等」という。) の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、宮城県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市 (町) が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市 (町) と宮城県と
が協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに
関する書類を〇〇市 (町) 長に送付するものとする。

(補足)

第5条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は
廃止したときは、直ちに〇〇市 (町) 長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、
〇〇市 (町) と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

資料7 県と市町村との間の事務委託における規約

〇〇〇と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった
廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

(事務の委託の範囲)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定に基づき、〇〇
〇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) に基づく廃棄物の
処理のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の
処理に関する事務 (以下「委託事務」という。) を岩手県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、〇〇〇の条例、規則その他の規程 (以下「条
例等」という。) の定めるところによるものとする。

2 〇〇〇長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ
岩手県知事に送付するものとする。

(収入金)

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、岩手県の収入とする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費 (以下「経費」という。) は、〇〇〇の負担
とし、〇〇〇は、これを岩手県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

(予算への計上)

第5条 岩手県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一
般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰越金)

第6条 岩手県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額
がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り
越して使用することができる。この場合において、岩手県知事は、繰越金の生じた理由
を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに〇〇〇長に提出するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したと
きは、〇〇〇長は、直ちに岩手県知事に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、岩手県知事と〇〇
〇長が協議して定める。

(参考1-3) 事務の委託の規約 (例)

【規約に基づく別途協議書 (例)】

宇市環第 54-2 号
平成28年5月23日

熊本県知事 [] 様

宇土市長 []

災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項について (協議)

このことについて、宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約第1条に規定する委託事務について、別紙のとおりとしたいので、同規約第5条の規定により協議します。

事務の範囲

(1) 処理の対象となる廃棄物

- ①木くず
- ②コンクリートがら
- ③廃瓦
- ④可燃・不燃混合物

(2) 対象となる事務の範囲

- ①二次仮置場の設置、運営及び管理
- ②二次仮置場における廃棄物の処理
- ③二次仮置場の原形復旧

2. 経費の負担等

(1) 本市が負担する委託事務の管理及び執行に要する経費に係る予算額は次のとおりです。

年度	予算額
平成28年度	[] 千円
平成29年度	[] 千円
	(債務負担)
合計	[] 千円

(2) 交付の方法及び時期

経費については、熊本県の請求に基づき交付するものとし、交付の時期は、請求日から60日以内とします。

3. その他

(1) 本市と熊本県は、本協議に基づく事務の執行にあたっては、相互に協力して進めるものとします。

(2) 新たに協議が必要になった場合は、双方誠意をもって対応するものとします。

(参考1-3) 事務の委託の規約 (例)

【事務委託の追加協議書 (例)】

宇市環第456-2号
平成29年2月24日

熊本県知事 [REDACTED] 様

宇土市長 [REDACTED]

災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項について (追加協議)
このことについて、宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約第1条に規定する委託事務について、下記のとおり追加したいので、同規約第5条の規定により協議します。

記

1. 委託事務の範囲
追加する処理の対象となる廃棄物
①畳
②布団

2. 適用期日
平成29年3月1日

循社第230号の4
平成29年2月28日

宇土市長 [REDACTED] 様

熊本県知事 [REDACTED]

災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項について (回答)
平成29年2月24日付け宇市環第456-2号で追加協議のありましたこのことについては、協議のとおり同意します。

【担当】
〒862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
災害廃棄物処理支援室 担当: [REDACTED]
TEL: [REDACTED]

(参考1-4) 専決処分 (例)

【専決処分の議会承認 (例)】

予 第 26 号
平成 23 年 4 月 28 日

本 庁 各 部 局 長
医 療 局 長 及 び 企 業 局 長
監 査 委 員 及 び 各 委 員 会 の
事 務 部 局 の 長 } 様

総 務 部 長

議決結果について
4月県議会臨時会において下記のとおり議決されましたので、お知らせします。

記

【議案】

議案第 1 号	平成 22 年度岩手県一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分に関し承認を求めることについて	平成 23 年 4 月 27 日 原 案 承 認
議案第 2 号	平成 22 年度岩手県一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 3 号	平成 23 年度岩手県一般会計補正予算 (第 2 号)	平成 23 年 4 月 27 日 原 案 可 決
議案第 4 号	看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	平成 23 年 4 月 27 日 原 案 承 認
議案第 5 号	県立学校授業料等条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 6 号	職業能力開発校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 7 号	産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 8 号	農業大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 9 号	当せん金付証券の発売に関する議決の変更の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 10 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 11 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議の専決処分に関し承認を求めることについて	〃

議案第 12 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議の専決処分に関し承認を求めることについて	平成 23 年 4 月 27 日 原 案 承 認
議案第 13 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 14 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 15 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議の専決処分に関し承認を求めることについて	〃
議案第 16 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例	平成 23 年 4 月 27 日 原 案 可 決
議案第 17 号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第 18 号	看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例	〃
議案第 19 号	県立学校授業料等条例の一部を改正する条例	〃
議案第 20 号	平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例	〃
議案第 21 号	職業能力開発校条例の一部を改正する条例	〃
議案第 22 号	産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例	〃
議案第 23 号	農業大学校条例の一部を改正する条例	〃
【発議案】		
発議案第 1 号	災害対策特別委員会の設置について	平成 23 年 4 月 27 日 原 案 可 決
発議案第 2 号	特別職の職員給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃

【担当】予算調製課 調査担当

(参考1-4) 専決処分 (例)

【専決処分の議会承認 (例)】

議案第10号

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議の専

決処分に関し承認を求めることについて

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成23年4月 日提出

岩手県知事

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託の協議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、規約を次のとおり定め、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を宮古市から受託することについて、宮古市と協議する。

宮古市と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

(事務の委託の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、宮古市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）を岩手県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、宮古市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 宮古市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ岩手県知事に送付するものとする。

(収入金)

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、岩手県の収入とする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、宮古市の負担とし、宮古市は、これを岩手県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、岩手県知事と宮古市長が協議して定める。

(予算への計上)

第5条 岩手県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰越金)

第6条 岩手県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、岩手県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の納納閉鎖後速やかに宮古市長に提出するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したときは、宮古市長は、直ちに岩手県知事に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、岩手県知事と宮古市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成23年4月11日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、岩手県知事がこれを決算する。この場合において、岩手県知事は、決算に伴って生じる剰余金を速やかに宮古市に還付するものとする。

以上のとおり地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年4月11日

岩手県知事

(参考1-4) 専決処分 (例)

【専決処分の議会承認 議案提出 (例)】

専第 8 号

宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を受けることの協議について

次の規約により平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を受けるため、宇土市と協議することとする。

平成28年5月20日専決

熊本県知事 XXXXXXXXXX

宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 宇土市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物の処理のうち、平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を熊本県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、宇土市が負担する。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、宇土市と熊本県とで協議して定める。

3 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、宇土市と熊本県とで協議して定める。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第4条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ宇土市に通知するものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、宇土市と熊本県とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年5月20日から施行する。

(参考1-5) 被災市町村から府県への委託文書 (例)

【被災市町村から府県への委託文書 (例)】

宇市環第53号
平成28年5月20日

熊本県知事 [] 様

宇土市長 []

災害等廃棄物処理の事務の委託について (協議)

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を委託したので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定により、協議します。

別紙

宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 宇土市は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) に基づく廃棄物の処理のうち、平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務 (以下「委託事務」という。) の管理及び執行を熊本県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程 (以下「条例等」という。) の定めるところによる。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、宇土市が負担する。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、宇土市と熊本県とで協議して定める。

3 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、宇土市と熊本県とで協議して定める。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第4条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ宇土市に通知するものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、宇土市と熊本県とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

(参考1-6) 被災市町村の委託協議書類 (例)

【被災市町村の委託協議書類 (例)】

第 号 平成 23 年 4 月 11 日
岩手県知事 XXXXXXXXXX 様
○○○長
平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託について (協議)
○○○の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を貴県に委託したいので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 14 第 1 項の規定により協議します。
記
添付書類 専決処分書

専 決 処 分 書
地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。
平成 年 月 日
長
記
1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を岩手県に委託することについて
理由 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分により当該廃棄物処理に関する事務を岩手県に委託する。
本書は原本と相違ないことを証明する。 平成 23 年 月 日
長

(参考1-7) 受託決定通知 (例)

【府県の受託決定通知書、告示依頼書 (例)】

資 循 第 6 8 号
平成 23 年 4 月 11 日

様

岩手県知事 [REDACTED]

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の受託について (通知)

このことについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、別紙規約により、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務を受託することとしたので通知します。

【担当】
岩手県環境生活部資源循環推進課
廃棄物対策担当 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

資 循 第 号
平成 23 年 4 月 11 日

様

岩手県環境生活部長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に係る告示等について

このことについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 14 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定に基づく告示については、別添の告示 (例) 等を参照のうえ、告示されるようお願いします。

【担当】
岩手県環境生活部資源循環推進課
廃棄物対策担当 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

(参考1-7) 受託決定通知・規約(例)

【府県の受託決定通知(回答)・規約(例)】

循社第230号
平成28年5月20日

宇土市長 [REDACTED] 様

熊本県知事 [REDACTED]

災害等廃棄物処理の事務の受託について(回答)

平成28年5月20日付け宇市環第53号で協議の申出のありました災害等廃棄物処理の事務の委託については、別紙のとおり規約を定め、受託することに同意します。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定に基づく告示について、貴市においても告示されるようお願いいたします。

【担当】
〒862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
資源循環推進班 担当: [REDACTED]
TEL: [REDACTED]

(参考1-8) 総務大臣届出、告示(例)

【事務の委託及び規約の告示(例)】

□ 事務の委託及び規約の告示(参考例)

○市(町村)告示第○○号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、○市(町村)との間に次のとおり○○に関する事務の委託をした。

平成○年○月○日

○ 町(市村)長 氏 名

○○に関する事務の委託に関する規約(略)

(参考1-8) 告示 (例)

【事務の委託の告示 (例)】

平成28年5月31日 火曜 熊 本 県 公 報 第12523号 5

熊本県知事 蒨 園 郁 夫
宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)
第1条 宇土市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物の処理の業務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を熊本県に委託する。(管理及び執行の方法)
第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。
第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、宇土市が負担する。
第4条 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、宇土市と熊本県とで協議して定める。
第5条 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、宇土市と熊本県とで協議して定める。
(条例等の制定改廃の場合の措置)
第6条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ宇土市に通知するものとする。
(補則)
第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、宇土市と熊本県とで協議して定める。
附 則
この規約は、平成28年5月20日から施行する。

熊本県告示第571号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、南阿蘇村から次の規約により平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を受けた。
平成28年5月31日

熊本県知事 蒨 島 郁 夫
南阿蘇村と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)
第1条 南阿蘇村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物の処理の業務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を熊本県に委託する。(管理及び執行の方法)
第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。
第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、南阿蘇村が負担する。
第4条 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、南阿蘇村と熊本県とで協議して定める。
第5条 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、南阿蘇村と熊本県とで協議して定める。
(条例等の制定改廃の場合の措置)
第6条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ南阿蘇村に通知するものとする。
(補則)
第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、南阿蘇村と熊本県とで協議して定める。
附 則
この規約は、平成28年5月20日から施行する。

熊本県告示第572号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、御船町から次の規約により平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を受けた。
平成28年5月31日

熊本県知事 蒨 島 郁 夫
御船町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

平成28年5月31日 火曜 熊 本 県 公 報 第12523号 6

御船町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)
第1条 御船町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物の処理の業務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を熊本県に委託する。(管理及び執行の方法)
第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。
第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、御船町が負担する。
第4条 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、御船町と熊本県とで協議して定める。
第5条 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、御船町と熊本県とで協議して定める。
(条例等の制定改廃の場合の措置)
第6条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ御船町に通知するものとする。
(補則)
第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、御船町と熊本県とで協議して定める。
附 則
この規約は、平成28年5月20日から施行する。

熊本県告示第573号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、嘉島町から次の規約により平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を受けた。
平成28年5月31日

熊本県知事 蒨 島 郁 夫
嘉島町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)
第1条 嘉島町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、廃棄物の処理の業務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を熊本県に委託する。(管理及び執行の方法)
第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。
第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、嘉島町が負担する。
第4条 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、嘉島町と熊本県とで協議して定める。
第5条 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、嘉島町と熊本県とで協議して定める。
(条例等の制定改廃の場合の措置)
第6条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ嘉島町に通知するものとする。
(補則)
第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、嘉島町と熊本県とで協議して定める。
附 則
この規約は、平成28年5月20日から施行する。

熊本県告示第574号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、益城町から次の規約により平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を受けた。
平成28年5月31日

熊本県知事 蒨 島 郁 夫
益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)
第1条 益城町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規

(参考1-8) 総務大臣届出 (例)

【事務の委託の届出 (例)】

循社第230号
平成28年5月20日

総務大臣 〇〇〇〇 様

熊本県知事 〇〇〇〇

災害等廃棄物処理の事務の受託について (届出)

このことについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14の規定により、災害等廃棄物処理に関する事務を別添により受託しましたので、届け出ます。

TEL: 〇〇〇〇

【担当】
〒862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
資源循環推進班 担当: 〇〇〇〇
TEL: 〇〇〇〇

別紙

宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 宇土市は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) に基づく廃棄物の処理のうち、平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務 (以下「委託事務」という。) の管理及び執行を熊本県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程 (以下「条例等」という。) の定めるところによる。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、宇土市が負担する。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、宇土市と熊本県とで協議して定める。

3 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、宇土市と熊本県とで協議して定める。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第4条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ宇土市に通知するものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、宇土市と熊本県とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年5月20日から施行する。

(参考1-8) 総務大臣届出、告示(例)

【事務の委託の廃止の届出、告示(例)】

資 循 第 404 号
平成 27 年 12 月 2 日

総務大臣 [REDACTED] 様

岩手県知事 [REDACTED]

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の
処理に関する事務の委託の廃止について
このことについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条
の 2 の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

環境生活部資源循環推進課
資源循環担当 [REDACTED]
TEL : [REDACTED]
FAX : [REDACTED]
E-mail : [REDACTED]

別 紙

- 1 市町村名
 - (1) 宮古市
 - (2) 大船渡市
 - (3) 久慈市
 - (4) 陸前高田市
 - (5) 釜石市
 - (6) 大槌町
 - (7) 山田町
 - (8) 岩泉町
 - (9) 田野畑村
 - (10) 普代村
 - (11) 野田村
 - (12) 洋野町

- 2 添付資料
 - (1) 委託廃止申出書(市町村)
 - (2) 委託廃止同意書(県)
 - (3) 委託廃止協議議決(市町村)
 - (4) 委託廃止協議議決(県)
 - (5) 委託廃止告示(市町村)
 - (6) 委託廃止告示(県)

(参考1-8) 総務大臣届出、告示(例)

【事務の委託の廃止の届出、告示(例)】

環 第 358 号
平成 26 年 11 月 6 日

岩手県知事 様

市長 様

市と岩手県との間の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託の廃止について

標記のことについて、下記により事務の委託を廃止したいので、この旨申し出ます。

記

1 廃止の年月日
平成 27 年 3 月 31 日限り

2 廃止の理由
平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により発生した廃棄物の処理が終了したため。

廃 第 120 号
平成 26 年 11 月 7 日

市長 様

岩手県知事 様

市と岩手県との間の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託の廃止について

平成 26 年 11 月 6 日付け環第 358 号で申し出のあった市と岩手県との間の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することについては、差し支えありません。

つきましては、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を得るようお願いいたします。

議案第 9 号

市と岩手県との間の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託の廃止の協議に関し議決を求めることについて

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することに関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により協議するため、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 10 日提出

市長 様

理由

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することについて、岩手県と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

平成 26 年 12 月 10 日

市議会議長 様

上記は議決原本と相違ないことを証明する。

平成 26 年 12 月 11 日

市議会議長 様

議案第 66 号

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託の廃止の協議に関し議決を求めることについて

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止することについて、同市と協議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

岩手県知事 様

理由

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託からの委託を廃止することについて協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

(参考1-8) 総務大臣届出、告示(例)

【事務の委託の廃止の届出、告示(例)】

■■■市告示第66号

■■■市と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託(平成23年宮古市告示第38号)は、廃止する。

平成27年3月31日

■■■市長

岩手県告示第439号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき■■■市から受けた平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を平成27年3月31日をもって廃止した。

平成27年5月15日

岩手県知事

(参考1-9) 事務委託の経費に関する協議書 (例)

資料8 県と市町村との間の事務委託における経費に関する協議書

協 議 書

第1条 この協議書は、「〇〇〇と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約（以下「規約」という。）」第4条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する経費の額及び交付の時期を定めることを目的とする。

第2条 規約第4条第2項に規定する〇〇〇の負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 損壊家屋等の解体に要する経費
- (2) 規約第1条に定める廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の排出現場における分別に要する経費
- (3) 災害廃棄物の撤去のための収集運搬に要する経費
- (4) 災害廃棄物の仮置場の整備又は管理に要する経費
- (5) 災害廃棄物の仮置場における分別に要する経費
- (6) 災害廃棄物に関する処理計画の策定に要する経費
- (7) 災害廃棄物の処分のための収集運搬に要する経費
- (8) 災害廃棄物の処分（中間処理、最終処分及び再生を含む。）に要する経費
- (9) その他災害廃棄物の処理に要する経費

2 前項各号の経費の額は、〇〇〇が処理実績等に基づき積算し、別途、岩手県が定める交付期日までに交付するものとする。

3 経費の積算に当たり、規約第3条に定める収入金相当額を、〇〇〇の負担する経費から控除するものとする。

第3条 この協議書の内容について変更する必要があるときはあらかじめ協議するものとする。

第4条 この協議書は、2通作成し、その証として〇〇〇及び岩手県が各1通保管するものとする。

平成23年〇月〇日

岩手県知事 遠 増 拓 也

〇〇（市町村）長 ○ ○ ○ ○

(参考1-9) 事務委託の経費に関する協議書 (例)

【事務委託の経費支払いに関する協定書 (例)】

協 定 書

熊本県（以下「甲」という。）と宇土市（以下「乙」という。）は、「宇土市と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約」第3条第1項及び第2項の規定に基づく事務の委託の管理及び執行に要する経費（平成28年度分）について、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙が甲に支払う委託料の金額は、金 [REDACTED] 円とする。

第2条 乙は、前条の委託料を甲の発行する納入通知書により平成29年5月29日までに甲に納入するものとする。

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 [REDACTED]

乙 宇土市
代表者 宇土市長 [REDACTED]

2) 災害廃棄物処理の事務委託の概要

広域連携（共同処理）の仕組み

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度	制度の概要	運用状況(R3.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	<ul style="list-style-type: none"> ○締結件数: 403件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約: 309件(76.7%)、その他: 94件(23.3%)
	協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 211件 ○主な事務: 消防48件(22.7%)、救急26件(12.3%)、広域行政計画等23件(10.9%)、
	機関等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 450件 ○主な事務: 介護区分認定審査127件(28.2%)、公平委員会110件(24.4%)、障害区分認定審査107件(23.8%)
	事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ○委託件数: 6,752件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1,368件(20.3%)、公平委員会1,166件(17.3%)、競艇861件(12.8%)
	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> ○代替執行件数: 3件 ○上水道に関する事務: 1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務: 1件
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 1,409件 ○主な事務: ごみ処理389件(27.6%)、し尿処理312件(22.1%)、救急267件(18.9%)、消防267件(18.9%)
	広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ○設置件数: 116件 ○主な事務: 後期高齢者医療52件(44.8%)、介護区分認定審査45件(38.8%)、障害区分認定審査30件(25.9%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

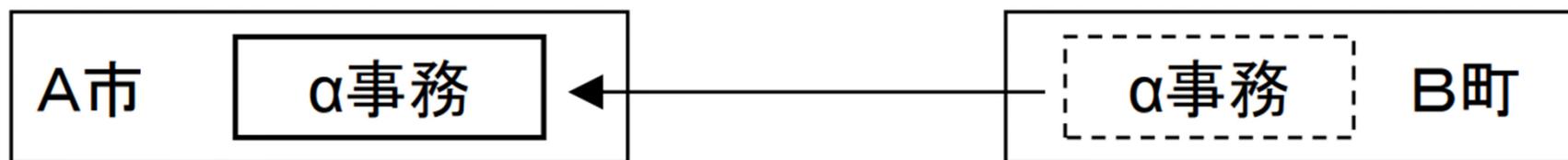
事務の委託とは

根拠法令：地方自治法第 252条の14～第252条の15

事務の委託は、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、他の地方公共団体に委ねることにより行政運営の効率化・合理化を図る制度である。

事務を受託した地方公共団体が受託事務の範囲において自己の事務として処理することにより、委託した地方公共団体が、自ら当該事務を管理及び執行した場合と同様の効果が生じる。当該事務についての法令上の責任は、受託した地方公共団体に帰属することとなるので、委託した地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務の執行及び管理する権限を失うことになる。

委託事務に要する経費は、すべて、委託した地方公共団体が受託した地方公共団体に対する委託経費として予算に計上し負担すべきであり、その経費の支弁の方法は規約で定める。



➡市町村から都道府県への委託では、県が要した経費を市町村が（補助金を活用して）負担

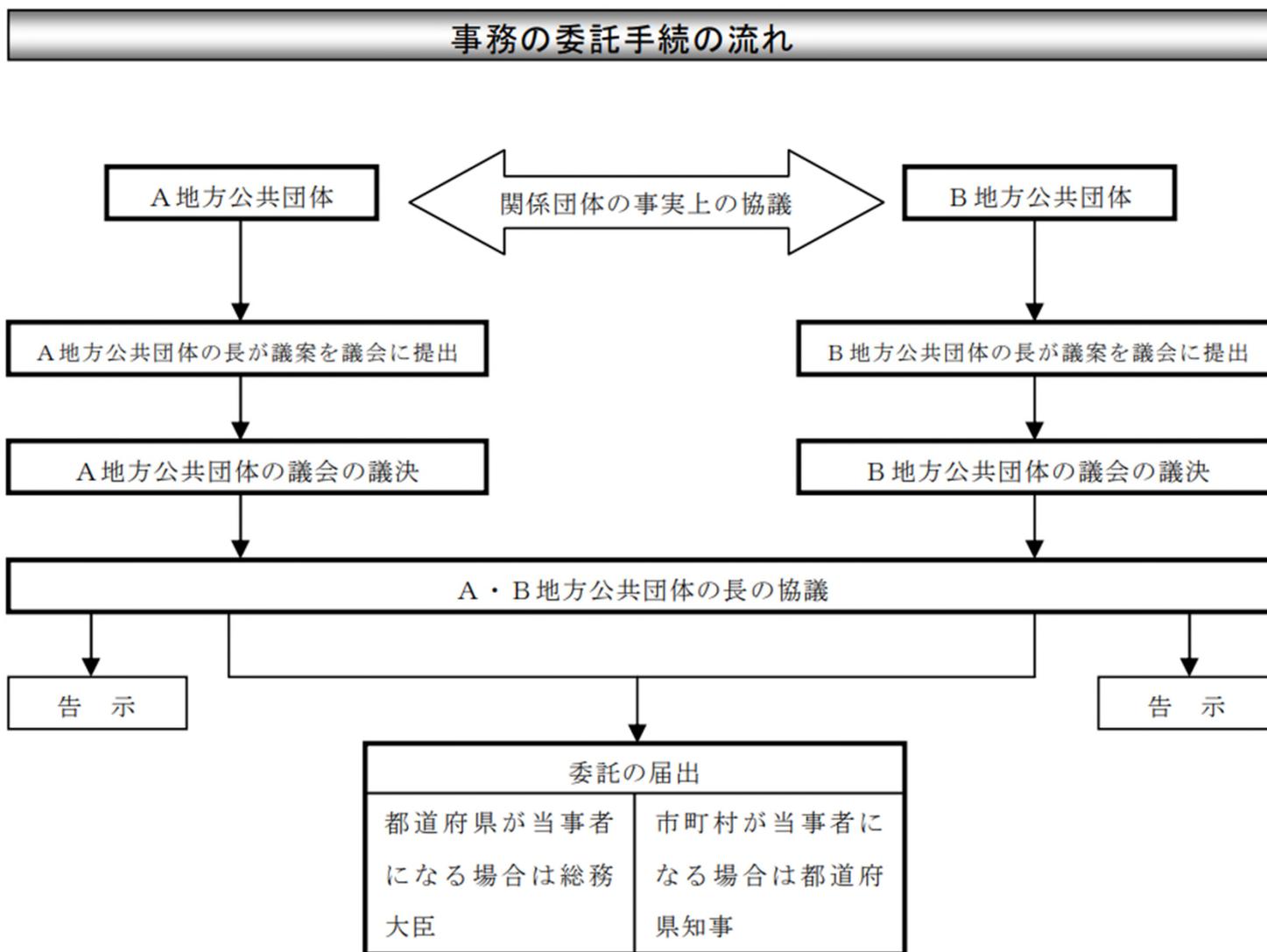
事務の委託の実施主体

事務の委託の主体には、普通地方公共団体のほか、特別区及び地方公共団体の組合（一部事務組合等）がある。事務の委託は、一般的に市町村間、都道府県間のほか、市町村と都道府県の間、普通地方公共団体と一部事務組合等の間でも可能である。ただし、一部事務組合が受託の当事者となる場合には、受託事務は当該事務組合の処理する事務と同種の事務の範囲にとどまる必要がある。

➡災害廃棄物処理でこれまで実施された事務委託は市町村から都道府県への委託

事務を他の地方公共団体に委託する場合の手続については、協議会を設置する場合と同様の規定を準用することとされている（法 252 の 14③）。

したがって、関係地方公共団体において事実上の協議を行った上で、それぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定め、事務を委託した旨及びその規約を告示するとともに、都道府県が当事者となる場合には総務大臣に、それ以外の場合には知事に届け出なければならない（法 252 の 2 ②及び③準用）。

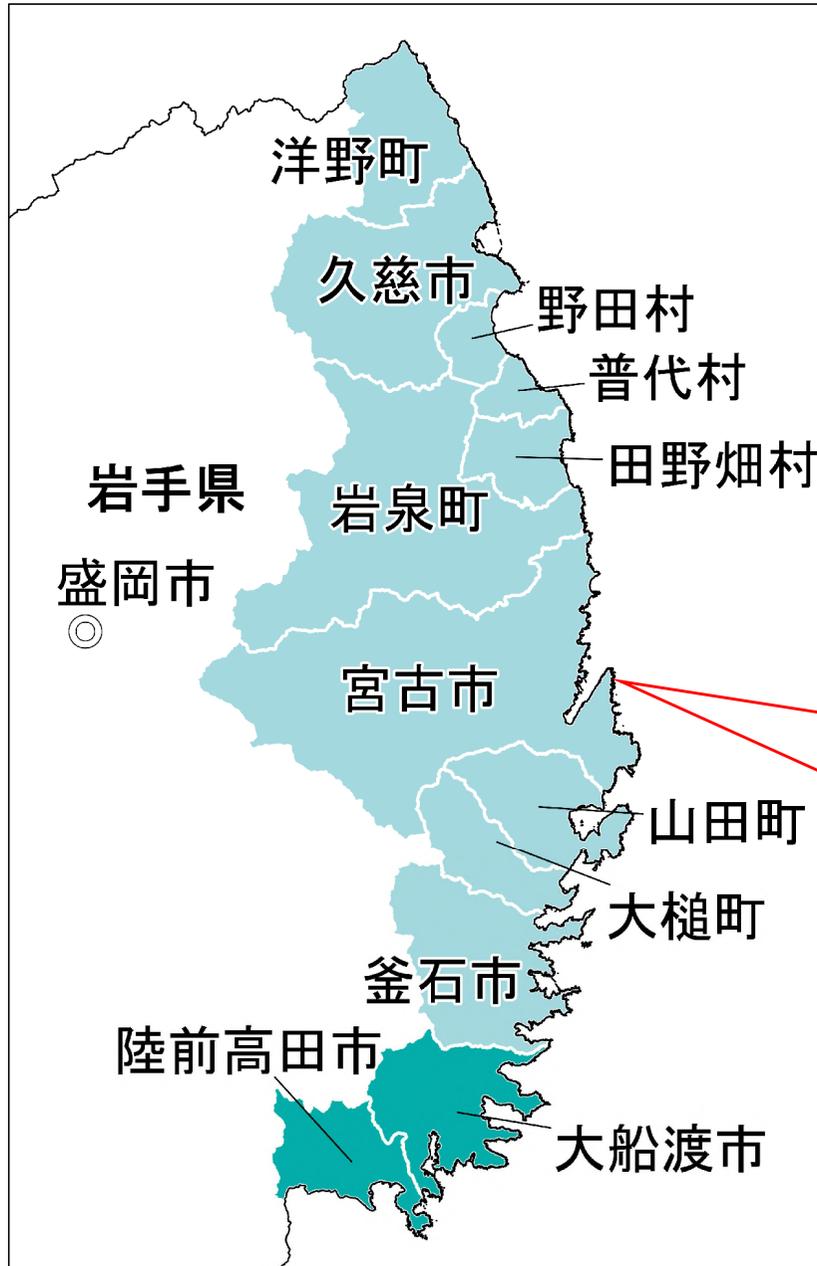


3) 府県への事務委託の実施事例

県へ事務委託が行われた災害と委託した市町村

災害名	都県	市町村数	委託した市町村
H23東日本大震災 (3,100万t)	岩手県	12	洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
	宮城県	12	気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町
H28熊本地震 (311万t)	熊本県	7	宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、西原村
H30年7月豪雨 (190万t)	広島県	1	坂町
	岡山県	2	倉敷市、総社市
(参考) H25伊豆 大島土砂災害 (3万t)	東京都	1	大島町

岩手県：県へ事務を委託した市町村



沿岸に位置し津波被害を受けた全市町(12市町村)が県に事務を委託

宮城県：県へ事務を委託した市町村



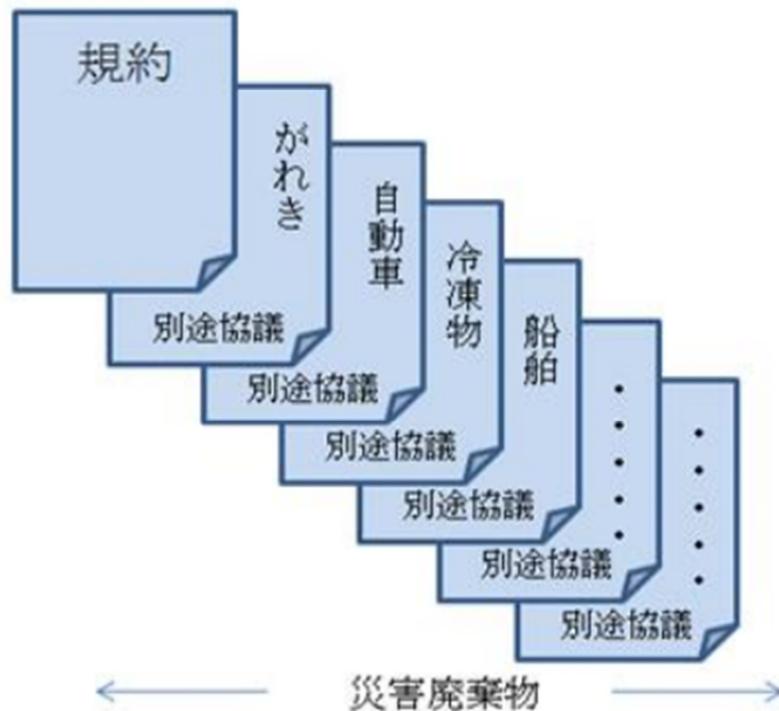
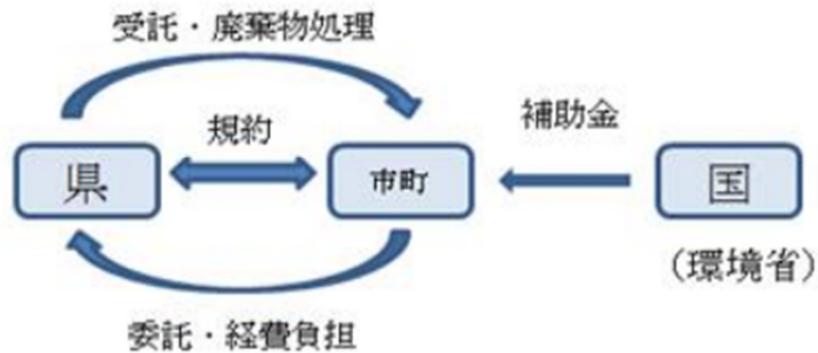
事務委託手続きの流れ（岩手県）

市町村	県
<p>②委託依頼（申し出） 委託依頼文書送付（H23.4.8）</p> <p>④委託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を議決（又は専決処分） （H23.4.11）</p> <p>⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録（専決処分書）送付（H23.4.11）</p> <p>⑩告示</p> <p>⑫経費に係る協議 経費に係る協議書（押印2部）送付</p> <p>⑭委託協議議決書謄本送付</p>	<p>①委託について意向確認 意向確認照会文書送付（～H23.4.8）</p> <p>③受託について通知 受託通知文書、委託規約（案）、（専決処分（案））参考送付（H23.4.8）</p> <p>⑥受託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決（又は専決処分）（H23.4.11）</p> <p>⑦受託決定通知 決定通知書送付（H23.4.11）</p> <p>⑧告示依頼 告示依頼書送付（H23.4.11）</p> <p>⑨告示 県報登載（H23.4.22）</p> <p>⑪経費に係る協議 経費に係る協議書（案）送付</p> <p>⑬経費に係る協議締結 経費に係る協議書（押印1部）送付、（押印1部）保管（H23.4.18）</p> <p>⑮総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付</p>

※表中の日付は平成23年度に実施したスケジュールの一例である

事務委託手続きの流れ（宮城県）

【市町から県への事務委託スキーム】 根拠：地方自治法第252条の14



◇県・市町とも、規約については専決処分に対応し、後日、議会に報告し承認を得る

◇規約はどの災害廃棄物にも対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により対応することで市町の事務負担を軽減

◇いずれかの災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日から順次スタート

◇市町からの委託要望は、別途協議の追加により適宜対応可能

◇事務手続きの窓口は
県：震災廃棄物処理チーム
市町：環境担当部局

◇がれき以外の災害廃棄物に関する別途協議については、県・市町とも各分野担当部局で委託範囲等の詳細を調整

東日本大震災：事務委託の内容

岩手県・宮城県・仙台市の災害廃棄物等処理の業務範囲

県市	業務範囲	備考
岩手県 (沿岸部 12市町村)	<p>【標準的な例】</p> <p>委託市町村(6市町村)が実施</p> <p>岩手県が実施</p> <p>解体・撤去 → 一次仮置場 → 二次仮置場(中間処理) → リサイクル・最終処分等</p> <p>独自処理市町村(6市町村)が実施</p> <p>解体・撤去 → 一次仮置場 → 二次仮置場(中間処理) → リサイクル・最終処分等</p>	市町村の事情により、解体・撤去の一部を県が受託・実施した例もある。岩手県が実施した分においても一次仮置き場の設置とJVに切り替わるまでの管理運営は、市町村が実施。独自処理自治体も処理困難物の処理、太平洋セメントへの処理分等は、岩手県が実施。自治体の状況により、委託範囲は異なる
	<p>委託市町(12市町)が実施</p> <p>宮城県が実施</p> <p>解体・撤去 → 一次仮置場(一部中間処理) → 二次仮置場(中間処理) → リサイクル・最終処分等</p> <p>独自処理市町(2町)が実施</p> <p>解体・撤去 → 一次仮置場 → 二次仮置場(中間処理) → リサイクル・最終処分等</p>	委託自治体も独自処理を実施 独自処理市町：利府町、松島町
仙台市	<p>仙台市が実施</p> <p>解体・撤去 → がれき搬入場(中間処理) → リサイクル・最終処分等</p>	市内で処理を完結

県により、事務委託の業務範囲は異なるが、二次仮置場の中間処理以降の対応の場合が多い

政令指定都市である仙台市は独自で処理を実施

岩手県の二次仮置場

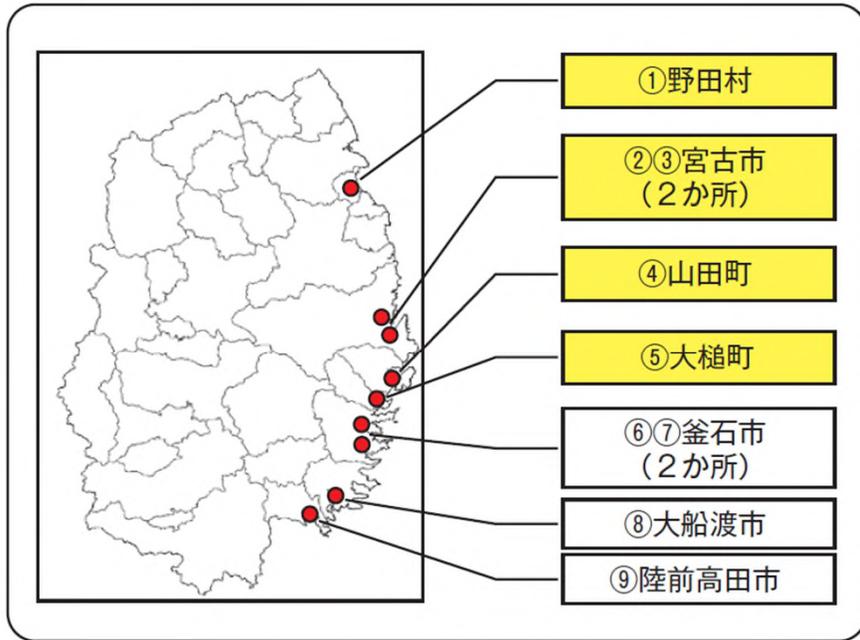
市町村	二次仮置場 事務受託	処理区	所在地	受託者	土地所有者	敷地面積 (ha)	二次仮置場における 処理実績(万t)			備考
							災害廃 棄物	津波堆 積物	合計	
野田村	○	久慈地区	九戸郡野田村野田第10地割地内	奥村組・宮城建設・中塚工務店・晴山石材建設特定業務共同企業体	農地借用のため地権者多数	3.0	12.1	4.6	16.7	
田野畑村	○	宮古地区	宮古市磯鶏第4地割地内(藤原埠頭)	鹿島建設・三井住友建設・鴻池組・西武建設・三好建設・斎藤工業特定業務共同企業体	岩手県および民間	12.0	66.9	25.4	92.3	
岩泉町	○		宮古市赤前第8地割地内(宮古運動公園)		宮古市	7.5				
宮古市	○									
山田町	○	山田地区	下閉伊郡山田町船越7地割42番(船越公園)	奥村組・日本国土開発・陸中建設・吉川建設・佐藤建設特定業務共同企業体	山田町	22.0	42.3	5.9	48.2	
大槌町	○	大槌地区	下閉伊郡大槌町第22地割字下野84	竹中土木・タケエイ・村松建設・八幡組特定業務共同企業体	農地借用のため地権者多数	4.0	45.3	20.6	65.9	
釜石市		釜石地区	釜石市片岸第3・第4・第5地割地内	大成・熊谷・山長・新光・カネナカ・アシスト・特定業務共同企業体	釜石市	14.2	75.3	19.2	94.5	
			釜石市平田第5地割	山長・新光・及川・カネナカ・東陸・協力特定業務共同企業体	民間および釜石市	4.7				
大船渡市		大船渡地区	大船渡市赤崎町字大立地内	明和土木・リマテック特定業務共同企業体	岩手県	16.0	62.4	23.0	85.4	
陸前高田市		陸前高田地区	陸前高田市米崎町沼田地内	リマテック・長谷川建設・共立土木・かねまつ建設特定業務共同企業体	民間・陸前高田市・岩手県	6.0	107.8	60.5	168.3	

宮城県の二次仮置場

市町	二次仮置場 事務受託	処理 ブロック	処理区	所在地	受託者	土地所有者	敷地面積 (ha)	二次仮置場における 処理実績(万t)			備考
								災害 廃棄物	津波 堆積物	合計	
気仙沼市	○	気仙沼	気仙沼 (階上)	気仙沼市波路上瀬向外地内他	大成・安藤ハザマ・五洋・東急・西武・深松・丸か・小野良・阿部伊 特定業務共同企業体	農地借用のため地権者多数	階上21.6 片浜4.2 小泉35.7	76.7	89.0	165.7	
			気仙沼 (小泉)	気仙沼市本吉町新南明戸外地内他							
南三陸町	○		南三陸	南三陸	本吉郡南三陸町戸倉字上沢前外地内他	清水・フジタ・鴻池・東亜・青木あすなる・銭高・浅野 特定業務共同企業体	農地借用のため地権者多数	21.7	48.8	17.2	65.9
石巻市 東松島市 女川町	○ ○ ○	石巻		石巻市潮見町地内他	鹿島・清水・西松・佐藤・飛島・竹中土木・若築・橋本・遠藤 特定建設工事共同企業	宮城県	85.4	240.7	71.2	311.8	
塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町	○ ○ ○	宮城東部		仙台市宮城野区港一丁目3番1から3番4まで他	JFE・鹿島・鴻池・飛島・橋本・東北重機 特定業務共同企業体	JFE条鋼(株)	22.4	24.9	8.1	33.0	
名取市	○	亶理名取	名取	名取市閑上字東須賀地内(閑上漁港内)	西松・佐藤・奥田・グリーン企画・上の組 特定業務共同企業体	宮城県・名取市	6.6	54.7	22.4	77.1	
岩沼市	○		岩沼	岩沼市押分字須賀原外地内	安藤ハザマ・奥田建設・上の組・春山建設・佐藤建設 特定業務共同企業体	国有林	18.0	46.1	16.2	62.3	
亶理町	○		亶理	亶理郡亶理町吉田字砂浜外地内	大林・戸田・鴻池・東洋・橋本・深松・春山 特定業務共同企業体	宮城県	16.4	45.9	38.0	83.9	
山元町	○		山元	亶理郡山元町高瀬字浜砂外地内他	フジタ・東亜・青木あすなる・大豊・本間・河北・佐藤 特定業務共同企業体	山元町	14.8	74.9	89.1	164.0	

処理実績は「宮城県災害廃棄物処理業務の記録(平成26年3月)」より
処理数値は宮城県受託分のみ

岩手県：二次仮置場の設置・運営



■ : 県が処理を受託した市町村
□ : 独自に処理を行った市町村

図 3.4.1 二次仮置場の設置状況



写真 3.5.6 藤原ヤード (左:平成23年11月撮影、右:平成26年4月撮影)



写真 3.5.7 宮古運動公園ヤード (左:平成23年11月撮影、右:平成26年4月撮影)

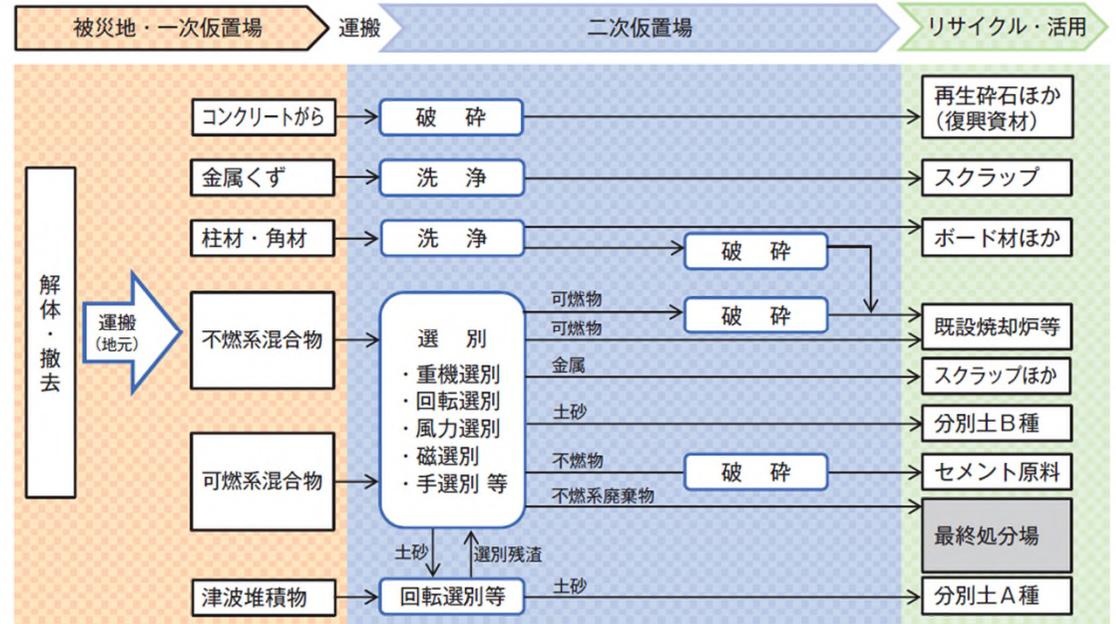


図 3.5.2 標準的な処理の流れ

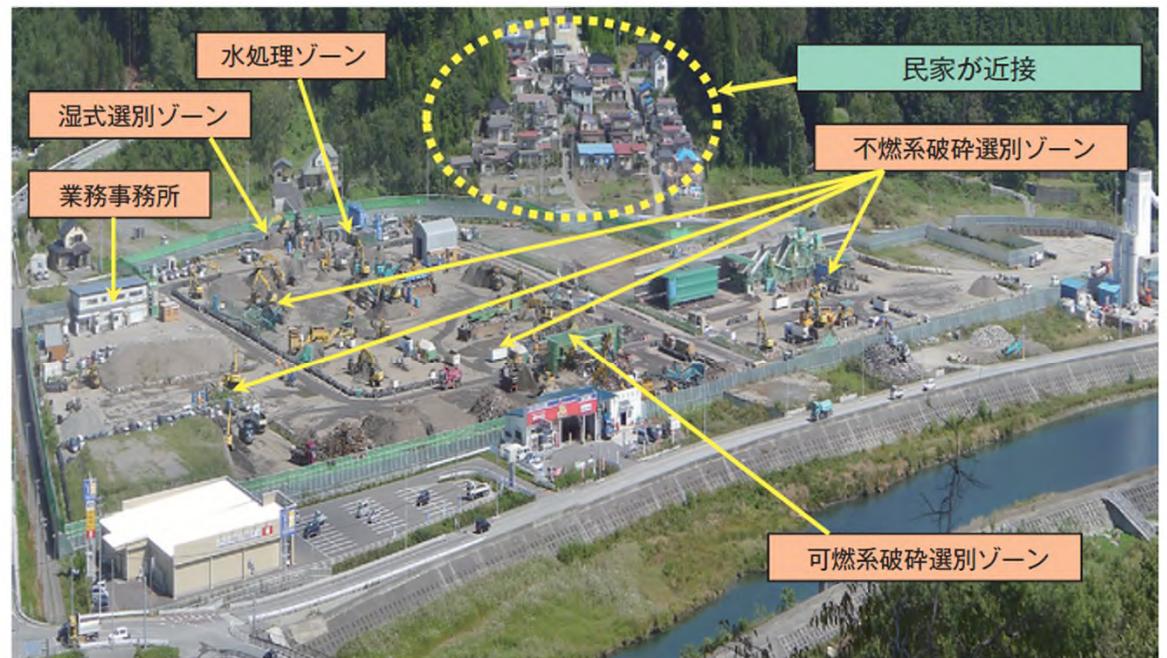


写真 3.5.10 二次仮置場の施設配置状況

岩手県：仮設焼却炉の設置・運営

(2) 事業者の選定

宮古地区内仮設焼却炉（以下、「宮古仮設炉」という。）は、同地区の市町村から事務委託を受けた県が設置主体となり、事業者が施設を建設し、県がそれを期間中借受ける（賃貸借）という形で施設を設置した。事業者の選定については、適正かつ確実に期限内までに可燃物を処理する必要があったことから、企画提案（プロポーザル）方式により事業者を募った。実績、建設工期、費用、設備仕様及び運転管理方法などを事業者選定委員会で評価し、最高得点者と随意契約を行い、平成23年9月より施設の建設にとりかかった。

釜石市では、釜石仮設炉の設計施工事業者と再稼動に向けた整備（運転管理委託含む）について随意契約を行い、同23年10月より施設の整備にとりかかった。



写真 3.10.1 仮設炉外観

岩手県では二次仮置場とは別に仮設焼却炉を設置・運営

参考) 廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定

- ・ 既存の一般廃棄物処理施設では処理できない量の災害廃棄物が発生した場合において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の災害廃棄物処理施設として活用するために有効な手段に「非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例」(廃棄物処理法第9条の3の3)がある。
 - ・ 当該特例措置の適用には9条の3の3の特例を活用するためには、処理施設が設置される市町村において、生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類、縦覧の場所及び期間等について定めた条例を制定する必要がある。
 - ・ 条例の制定は主に以下に資する。
 - ①仮置場における破砕機等の仮設処理施設の迅速な設置
 - ②大規模災害等において新たに必要となる焼却等の仮設処理施設の迅速な設置
 - ③法第15条の2の5の適用対象外となる産業廃棄物を処理する施設の災害廃棄物処理施設としての活用
 - ・ 必要な事項を条例・条例を制定していない市町村が多いことを鑑みて、環境省は自治体の条例制定事例集を作成し、公表している。
- 「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」(令和2年3月、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)
(http://kouikishori.env.go.jp/guidance/ordinance_example/)

参考) 廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、**政令で定める事項について条例で定めるところにより**、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「と」と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

宮城県：二次仮置場の設置・運営

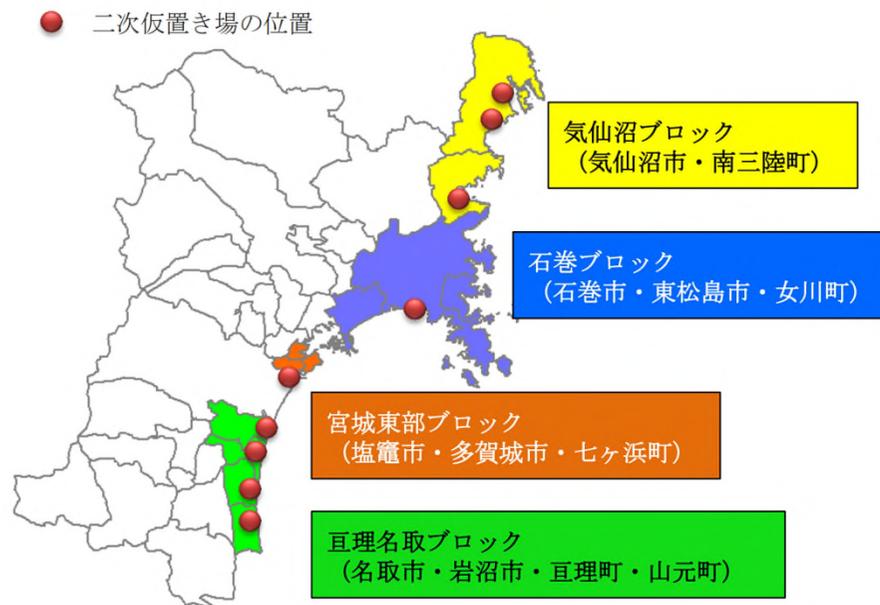
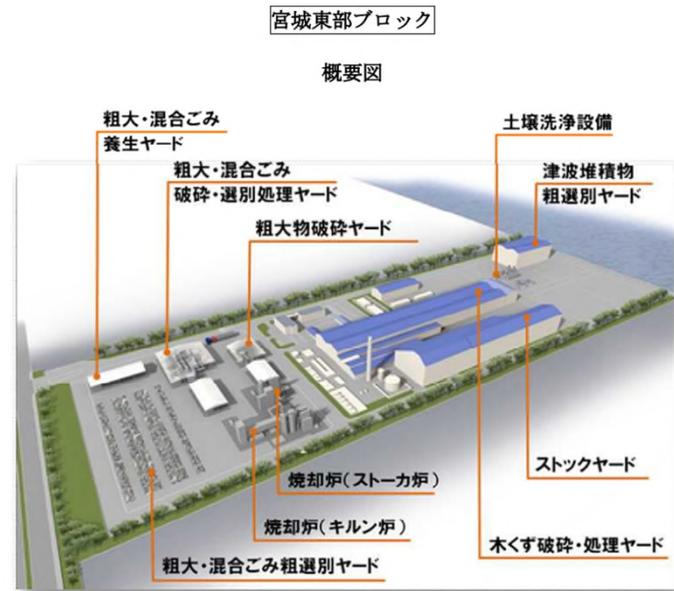


図1-1 各ブロックごとの二次仮置き場の位置図



石巻ブロック

概要図



亶理名取ブロック名取処理区概要図



宮城県では各二次仮置場に仮設焼却炉を事務委託の業務内で設置・運営

岩手県：市町村別の事務委託の違い

市町村	実施機関	(1) 家屋等の解体	(2) 仮置場までの収集運搬	(3) 仮置場における選別	(4) 仮置場からの収集運搬	(5) 処分					(6) 処理計画の策定
						① 自動車	② 家電	③ PCB等処理困難物	④ 広域処理	⑤ その他一般的な災害廃棄物	
洋野町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久慈市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野田村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普代村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野畑村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩泉町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮古市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大槌町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
釜石市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大船渡市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸前高田市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

市町村により県への委託内容が異なり、家屋解体を県へ委託した市町村もある。

熊本地震：事務委託の範囲（県実行計画）

3 事務委託の範囲

事務委託の範囲は二次仮置場以降の処理とし、そのイメージを図3-6に示します。

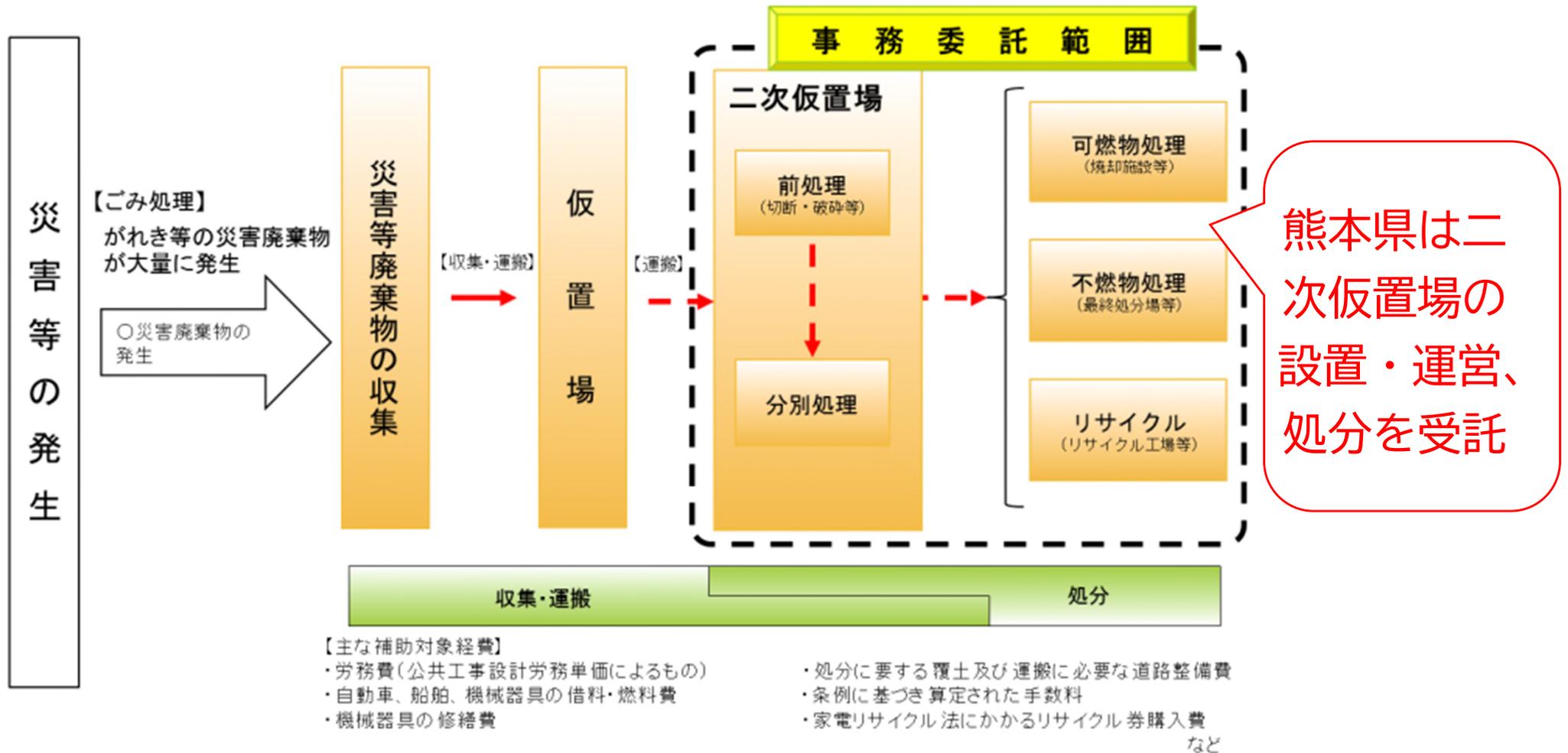
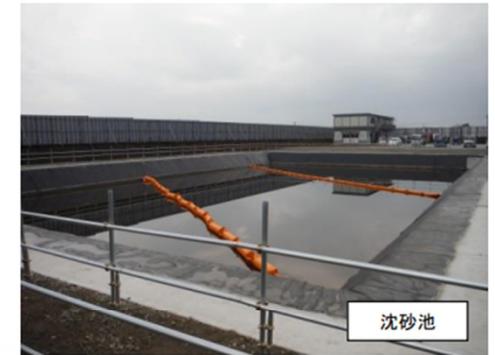


図3-6 事務委託範囲イメージ

熊本地震：二次仮置場



コンガラ・瓦仮置きヤード(瓦)



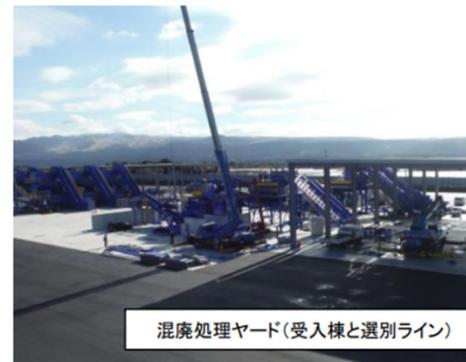
沈砂池



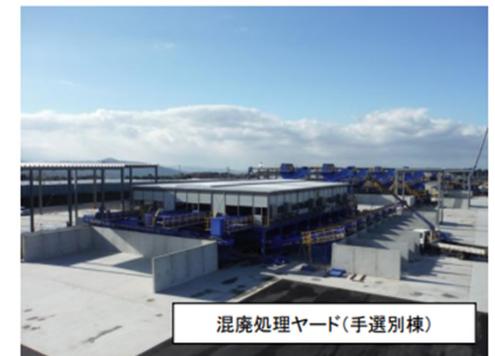
木くず仮置・処理ヤード



木くずの破砕



混廃処理ヤード(受入棟と選別ライン)



混廃処理ヤード(手選別棟)

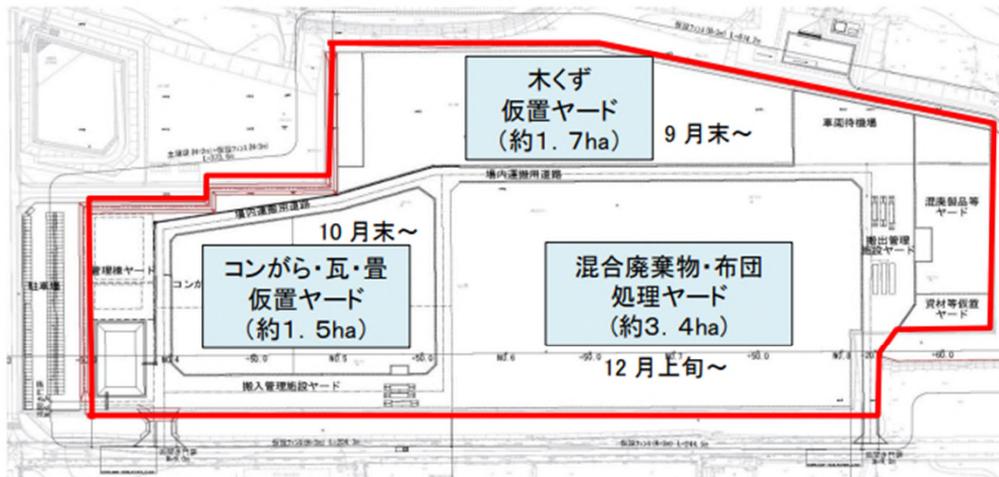


図3-8 二次仮置場平面図

約9.8haの県有地
事務委託を受けた7市町村
が運営する一次仮置場を補
完する目的

熊本地震：益城町

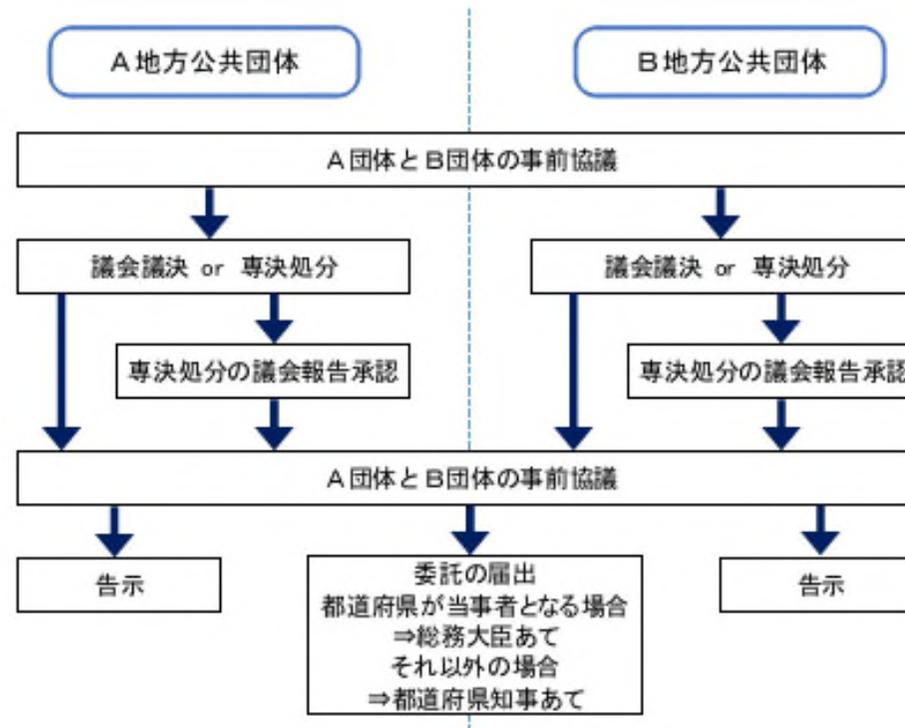
(2) 県への事務委託

○県へ事務委託をすることの決定

熊本地震に伴い発生した廃棄物は想定以上に膨大である一方、役場の人的資源が枯渇している状態であったため、災害廃棄物処理事務の全てを益城町だけで実施することは困難であった。

そのため、熊本県に対して、災害廃棄物処理事務の一部を委託することとした。具体的には、熊本県が、益城町小谷に所在する県有地（益城町が二か所目の仮置場として使用していた場所）に、益城町、宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、甲佐町から事務委託を受け、中間処理施設を備えた二次仮置場を整備した。

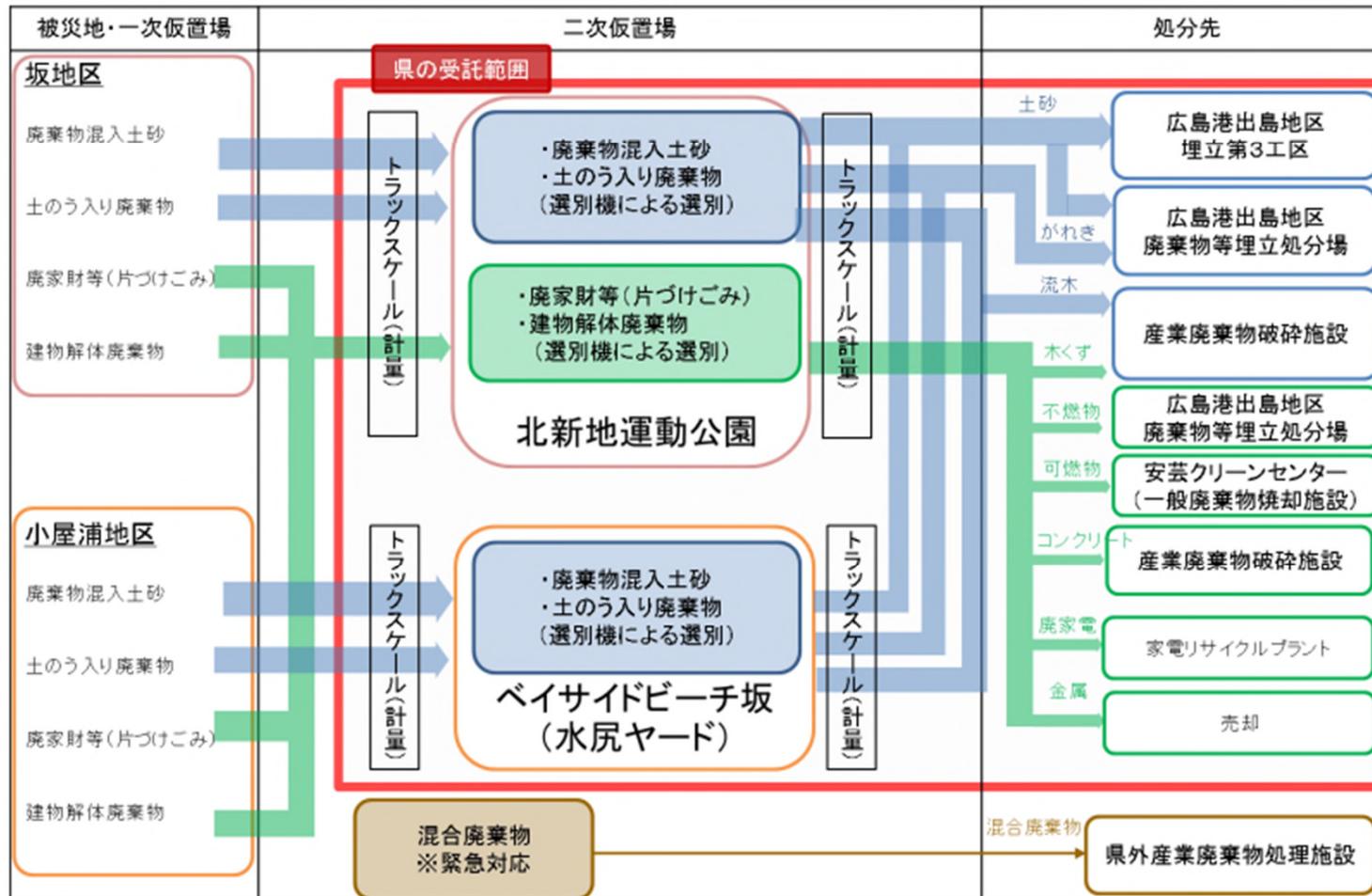
この二次仮置場は市町村が設置運営する一次仮置場を補完するためのものであり、解体に伴い発生する廃棄物のうち、木くず、コンクリートがら、廃瓦、混合廃棄物、畳・布団を主として受け入れられた。二次仮置場へは原則として各一次仮置場からのみ搬入が認められていたが、益城町については、解体件数が大量であることに鑑み、例外的に、解体現場から直接、二次仮置場へ搬入することが一部認められた（木くず・混合廃棄物）。



【図表4-2】地方自治法に基づく事務委託の流れ

西日本豪雨：広島県事務委託の範囲（県実行計画）

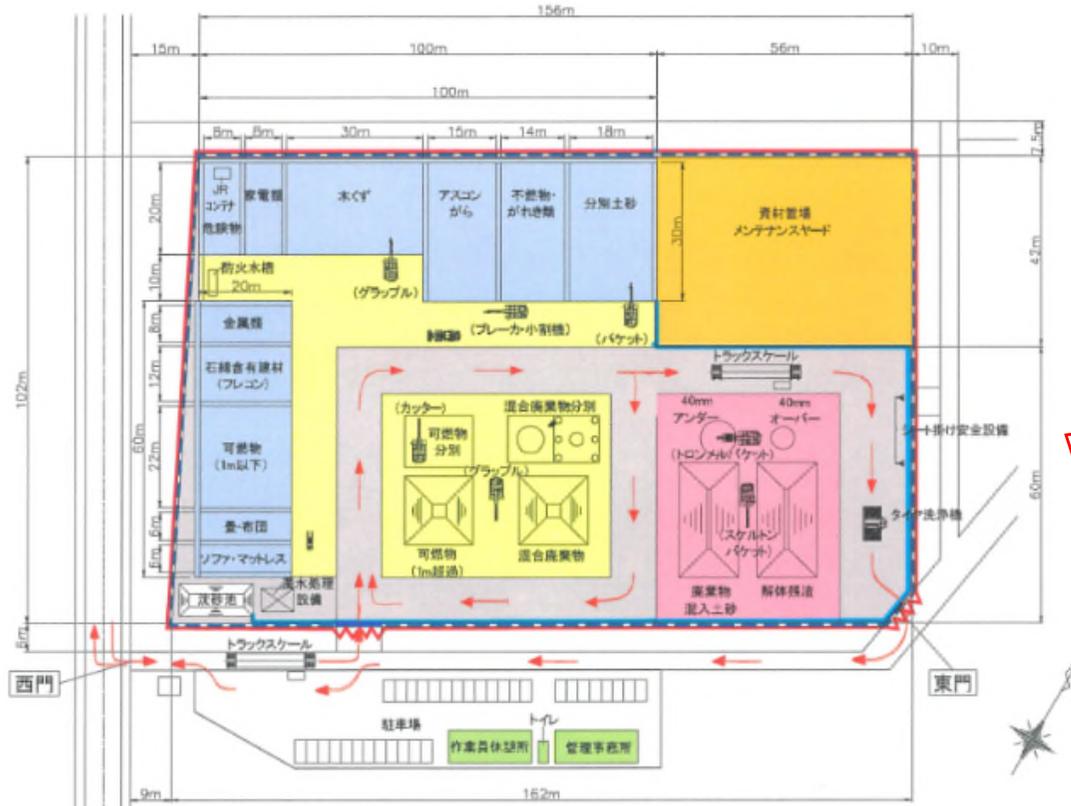
多量の災害廃棄物が発生し、その処理に必要な事務の管理及び執行が困難な状況にある市町については、地方自治法の規定に基づき、事務の委託を受けて二次仮置場以降の処理（搬入物の選別、処理施設への搬入等）を行うこととする（対象市町：坂町）。



広島県は二次仮置場の設置・運営、処分を受託

図 7.1 県が受託する事務の範囲イメージ

西日本豪雨：広島県二次仮置場



町有地の運動公園、約1.5ha程度で比較的小さい。移動式重機による選別を行い、固定式の選別プラントは未設置。使用後に運動公園に復旧



復旧後

西日本豪雨：岡山県事務委託の範囲（県実行計画）

第3節 事務の委託

1 概要

災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、本来、市町村が処理を実施することとなります。しかしながら、市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等により災害廃棄物の処理が困難であると認められる場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、県が処理を代行します。

2 受託対象市町村

基本方針に基づき、倉敷市及び総社市から災害廃棄物の処理についての事務の委託を受けています。

3 受託し処理する災害廃棄物の量

318,812 t（倉敷市：312,109 t、総社市：6,703 t）

4 事務委託の範囲

事務委託の範囲は図3-6のとおりです。

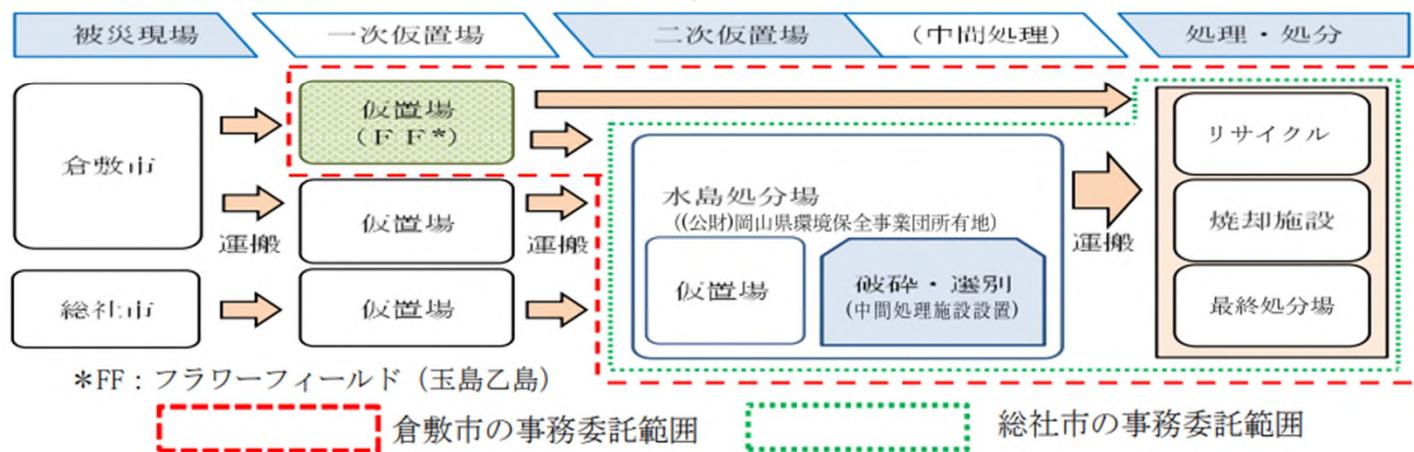
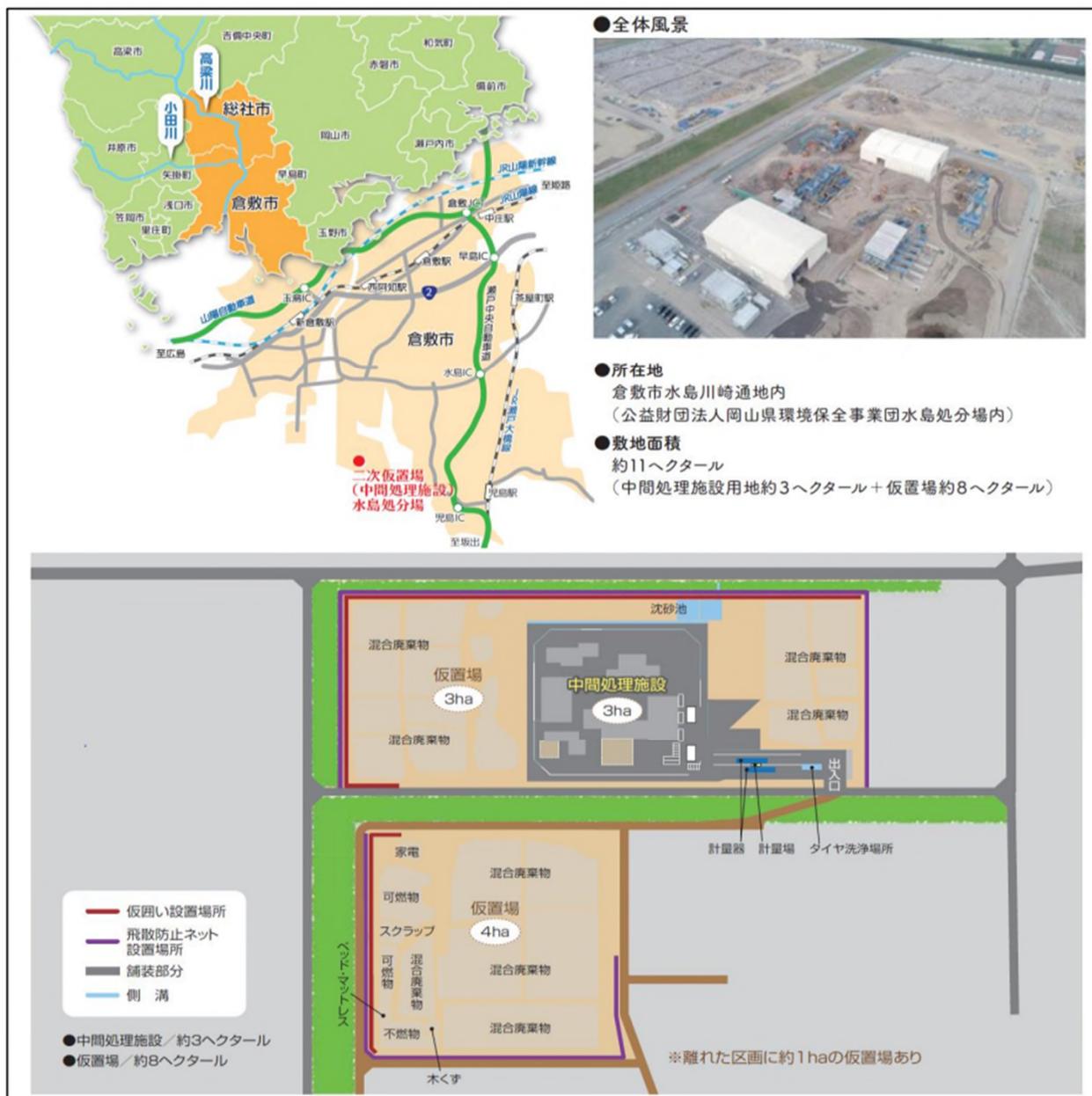


図3-6 事務委託範囲（イメージ図）

西日本豪雨：岡山県二次仮置場



工程	処理施設	処理内容
①前処理施設	トロンメル	解体残さ等をトロンメルと磁選機に通し、細粒物と鉄を取り除く。 ▶ 磁選物は鉄スクラップとしてリサイクル
②一次選別処理施設(破砕施設)		土場選別した後の混合廃棄物をバリオ・セパレーターで選別可能かつ外部処分先の受入基準に適合した大きさに破砕する。 ▶ 切断刃は、土砂・がれき類、混入金属片などに対しても、耐久性を発揮
②一次選別処理施設(バリオセパレーター)		傾斜した振動エレメントと風力の組み合わせにより、軽量物、細粒物、重量物、磁選物に選別する。 ▶ 本体の傾斜角度、風力、スクリーン穴径の調整により、多様な選別が可能 ▶ 様々な廃棄物を高い精度で効率良く選別可能・構造がシンプルでメンテナンスが容易
③二次選別処理施設	手選別	一次選別で選別した重量残さから手選別で可燃物を抜き取ることで、最終処分量の低減と水島処分場の受入基準を確保する。 ▶ 手選別のため精度良く選別処理が可能
④細粒物選別処理施設	風力選別機	各選別工程から選別された細粒物をベルトフィーダーで搬送・切り出し、20mmのウレタン篩機に投入する。オーバー品は風力選別機を通し風選物と重量物に選別する。 ▶ ウレタン篩機20mmアンダー品は覆土材としてリサイクル ▶ 風選重量物はセメント原料としてリサイクル

約11ha程度で比較的
広大。固定式の選別
等プラントを設置

西日本豪雨：倉敷市

1 対応の経過

日付	内容
7月	
10日	・県及び自衛隊に災害廃棄物撤去業務の要請
31日	・水島地区の岡山県環境保全事業団水島処分場を二次仮置場として開設
8月	
20日	・玉島E地区フラワーフィールドを公費解体専用の仮置場として開設
28日	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市が事務委託及び補正予算の専決 ・倉敷市から岡山県へ事務委託の協議の申し出 ・岡山県が事務受託及び補正予算の専決 ・岡山県から倉敷市へ受託決定通知書の送付 ・玉島E地区フラワーフィールド及び二次仮置場の管理運営及びこれらに集積した災害廃棄物の処理を県に引き継ぎ
令和元年12月	
27日	・玉島E地区フラワーフィールドの閉鎖
令和2年4月	
16日	・事務委託した災害廃棄物の処理終了
12月	
31日	・岡山県への災害廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約の廃止

民間	県
<ul style="list-style-type: none"> ・道路脇や仮置場に集積した災害廃棄物の収集運搬・処分 ・仮置場の管理運営 ・公費解体（解体作業ほか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次仮置場及び玉島E地区フラワーフィールドの管理運営 ・二次仮置場及び玉島E地区フラワーフィールドに集積した災害廃棄物の処分
倉敷市	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理事業実施主体 ・計画策定・進捗管理 ・玉島E地区フラワーフィールドを除く一次仮置場の管理運営 ・道路脇や仮置場に集積した災害廃棄物の収集運搬・処分 ・公費解体に係わる業務（受付・入札・解体・現地調査ほか） ・広報 	
ほか	

図 3.26 倉敷市、県、民間の業務の区分

3 事務委託の範囲

倉敷市と県で規約を締結し、事務委託の範囲は以下のとおりとした。

～規約1条抜粋～

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成30年7月豪雨による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、運搬、再生、処分等に関する事務の管理及び執行

1 岡山県に委託する事務の範囲

- (1) 一次仮置場（フラワーフィールド（以下「FF」という）の管理及び運営（FFで受入れる災害廃棄物は被災した家屋の解体・撤去に伴い発生したものに限り）
- (2) 一次仮置場（FF）における災害廃棄物の処理（廃棄物処理施設及び二次仮置場への運搬を含む）
- (3) 二次仮置場（水島処分場（6ha（県に事務委託を行うまでの間に整備された設備の設置は除く））の設置
- (4) 二次仮置場（水島処分場（6ha））における災害廃棄物中間処理施設（選別・破碎機等）の設置
- (5) 二次仮置場（水島処分場（1ha）、（4.4ha）、（6ha））の管理及び運営
- (6) 二次仮置場以降における災害廃棄物の処理（廃棄物処理施設への運搬を含む）
- (7) 処理終了後の二次仮置場の現状復旧

2 倉敷市の事務の範囲

- (1) 被災地からの災害廃棄物の撤去、収集及び運搬
- (2) 一次仮置場（FFを含む）の設置
- (3) 一次仮置場の管理及び運営（但し、FFについては、県に事務の委託を行うまでの間とする）
- (4) 一次仮置場（FFを除く）における災害廃棄物の処理（災害廃棄物処理施設及び二次仮置場への運搬を含む）
- (5) 一次仮置場（FFを含む）の現状復旧
- (6) 二次仮置場（水島処分場（1ha）、（4.4ha）、（6ha（県に事務の委託を行うまでの間に整備した設備の設置に限る））の設置
- (7) 県に事務の委託を行うまでの間の一次仮置場（FFに限る）、二次仮置場（水島処分場（1ha）、（4.4ha））の管理及び運営
- (8) 倉敷市の一般廃棄物処理施設（一部事務組合及びPFI施設を含む）における岡山県によって処理された災害廃棄物の受け入れ
- (9) その他、従前から倉敷市の事務である災害廃棄物の処理全般（岡山県への委託事務を除く）